

7
A.5

委員總會提出資料

第四十六回
第四十七回



国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	13- 1
	㊦45

めくれず

第四十六回委員總會（臨時）日程

一 開催の場所

東京都千代田區内幸町二丁目一番地
持株會社整理委員會事務所

二 開會の日時

昭和二十四年八月二日午前十一時

三 上程事項

決議事項

(一) 決定指令の件

(二) 商號等に関する指示の件

以上

決 議 事 項

一、決定指令の件

「井華鑛業株式會社に對する過度經濟力集中排除法第十條第二項の規定による指令を、別紙のように決定すること。」

別紙

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條
により指定された

井華鑛業株式會社の件

指定者番號

二〇〇

再編成計畫に關する決定指令

ノ持株會社整理委員會（以下委員會という。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く權限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、井華鑛業株式會社（以下井華という。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年二月八日附を以て指定した。

井華は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。井華は、同法に基いて公示された鑛工業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を檢討した結果、次の如く認定し指令する。

3. 井華は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

井華は、公共の利益のために過度の經濟力の集中を排除し、且つ新設會社が競争市場において能率的生産を擧げ得る健全な状態において事業を開始するために、獨立した分離會社二社とし、これらの會社間において兼任しない役員を選任し、資産及び負債の一部を新設會社に譲渡し、殘存資産を處分し、新設會社の株式を割當て處分し、その他經理的措置をしなければならぬ。

5. 獨立した分離會社（以下新會社という。）の設立、資産及び負債は左の通りとする。

(A) 第一の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、採鑛、製煉、木工土建、電池製作並びに食料品加工及び食料品日用品販賣を主な事業としている別子、大宮、砥澤、宮城、伊奈牛、鴻之舞、國富、安部城、余市の各鑛山（支山を含む。）、四阪島、國富の各製煉所、新居濱電煉場、別子建設事業所、別子電池製作部、別子調度事業所及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承継しなければならぬ。

右の物件は、すべて井華の整備計畫にこれを詳記し且つ評價した上、委員會の承認を受けなければならぬ。

(B) 第二の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、石炭の採掘を主な事業とする赤平、上歌志内、歌志内、奔別、彌生、奈井江、新歌志内、春日、唐津、忠隈、若野浦、潜龍、唐松の各鑛山及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承継しなければならぬ。

右の物件は、すべて井華の整備計畫にこれを詳記し且つ評價した上、委員會の承認を受けなければならぬ。

(C) 但し、前二號に規定する會社のうちいずれか一は新設されることを必要とする。若しその

一が存続する場合においても、同社は、新會社に適用されるこの指令の各條項に従わなければならない。

6.新會社のうちいずれか一社だけは井華鑛業株式會社又は「井華」に他の語字を附加した商號又は社名を使用することを妨げない。但し他の新會社は、右の商號又は社名を使用せず、將來もまたこれを使用せず、且つ井華の後繼者又はこれと關連ある會社と言つてはならない。新會社のいずれも相互に關連のある會社と言つてはならない。

又新會社のいずれも井華鑛業株式會社は「井華」に他の語字を附加した商號又は社名を使用することを要請されるものではない。

7.前記の指示に基き新會社にその資産を出資又は譲渡した後の残余の資産は、これを處分しなければならぬ。

井華は、その本社事務所設備を實際的且つ公正に新會社に割當て又はその他の方法で處分するため計畫を速かに委員會に提出し、その承認を受けなければならぬ。

又その他の残余資産の處分についても委員會の事前承認を受けなければならぬ。

8.新會社は、前記の如く井華より承継した資産の對價として、その最初の全株式を委員會が承認した額面による全額拂込の普通株式の形式により發行し、又は委員會の承認した他の證券を發行し、これを井華に交付しなければならぬ。

右の様式又は證券については、井華は、第九項に準いて提出した整備計畫に従つて、速かにこれを處分しなければならぬ。

9.井華は、その整備計畫を、昭和二十一年法律第四十號の規定に基き、決定指令通過の日より三十日以内又は委員會の承認した期間内に提出しなければならぬ。右の整備計畫が認可された場合には、本件に關する決定指令の一部となる。井華及び新會社は、決定整備計畫を實行し、且つこれを遵守しなければならぬ。

10.この指令の實行を監督するために、委員會又はその後繼者により権限を附與された者は、井華若しくは新會社又はそれらの會社の後繼者若しくは譲受人に對し適當な通知をした上で、

(1)帳簿、遺帳、計算書、書狀、買入覺書その他の記録及び書類を閲覽し、(2)それらの會社の役員又は従業員に面接し(これらの役員又は従業員は法律顧問を伴うことができる。)、(3)本指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができる。

11.この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第五條の規定による貸付金の債權者の優先權を與へるものではない。

右の優先權を主張する債權者が、この指令の日から十五日以内に委員會に對し、貸付金額、貸付日、使途及び殘高を明かにして、その債權の申出をした場合には、その債權は、別段の

指令により確認される。

この件につき、新たに株式を発行しこれを処分することを新會社に指令するため、關係当事者が委員會又はその後繼者に對しこの指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことを申出ることができるようにするたが、並びにこの指令の條項の訂正、變更又は修補及びこの指令違反に對する處置をなすため、委員會は必要な権限を留保するものとする。

昭和二十四年八月三日

持株會社整理委員會

委員長 篠山忠夫

三商號等に関する指示の件

「會社の證券保有制限等に関する勅令第十四條の規定に基き、左記(一)、(二)、(三)の會社に對し、それぞれ、別紙第一、第二、第三の^{主要な}指示すること。

記

- (一)株式會社三井本社 三井鑛山株式會社 北海道炭礦汽船株式會社
三井化學工業株式會社 三井物産株式會社 三井船舶株式會社
同令第十四條第二項に規定するこれらの從屬會社等及び同條第四項に掲げる會社
- (二)株式會社三菱本社 三菱重工業株式會社 三菱鑛業株式會社
三菱電機株式會社 三菱化成工業株式會社 三菱商事株式會社
同令第十四條第二項に規定するこれらの從屬會社等及び同條第四項に掲げる會社
- (三)株式會社住友本社 扶桑金屬工業株式會社 日本電氣株式會社
日新化學工業株式會社 住友電氣工業株式會社 井華鑛業株式會社
同令第十四條第二項に規定するこれらの從屬會社等及び同條第四項に掲げる會社

別紙第一

商指示第二號

昭和二十四年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 笹山忠夫

殿


三井の商號等の件

持株會社整理委員會は、昭和二十三年政令第二百四十號をもつて改正された會社の證券保有制限等に關する勅令（昭和二十一年勅令第五百六十七號）第十四條の規定により與えられた權限に基き、左記商號、會社の通稱、商標又は會社標章（以下商號等という。）について、左記の通り指示する。

記

一、この指示の日から三ヶ月以内に、左記商號等の使用を廢止し、現に登記登録のあるものについては、

ては、その變更若しくは抹消の申請をなし、且つ、昭和二十六年七月一日から七年間これらの使用及び登記登録をしないこと。

(一) 三本の横線を圍んだ井桁  の圖形を含む商標及び會社標章

(二) 字体、形式のいかんを問わず、「三井」という語を含む商標及び會社標章

(三) 「三井」という商號又は會社の通稱

(四) 圖形又は發音上のいづれであるかを問わず、右の商號等と同一又は類似の商號等（これを外國語に翻譯したものを含む。）

二、登記登録の有無に拘らず現に使用している前項の商號等の使用を廢止するときは、多大の經濟上の損失を蒙る會社が、別個の明瞭な商號等を確立するために、それら二つの商號等を併用するときに限り、引き續きこれらを使用することができ。

又、それらの商號等を貼付した商品を販賣するに當り、新しい商號等を貼付することが經濟上實情に則しないときに限り、新しい商號等を併用することなくそのまま使用することができ。

前記の暫定使用期間は、昭和二十六年六月三十日までとする。

以上

別紙第一

商指示第一號

昭和二十四年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 笹山 忠 夫

殿

三菱の商號等の件

持株會社整理委員會は、昭和二十三年政令第二百四十號をもつて改正された會社の證券保有制限等に関する勅令（昭和二十一年勅令第五百六十七號）第十四條の規定により與えられた權限に基き、左記商號、會社の通稱、商標又は會社標章（以下商號等という。）について、左記の通り指示する。

記

一、この指示の日から三ヶ月以内に、左記商號等の使用を廢止し、現に登記登録のあるものについては、その變更若しくは抹消の申請をなし、且つ、昭和二十六年七月一日から七年間これ

らの使用及び登記登録をしないこと。

(一)三個の菱形のそれぞれの鋭角が一つの中心點にむかつて放射狀に排列された形を含む商標及び會社標章



の圖

(二)字体、形式のいかんを問わず、「三菱」といふ^{文字}語又は「三つの菱形」を意味する^{文字}語を含む商標及び會社標章

(三)「三菱」といふ^{文字}商號又は會社の通稱

(四)圖形又は發音上のいずれであるかを問わず、右の商號等と同一又は類似の商號等（これらを外國語に翻譯したものを含む。）

二、登記登録の有無に拘らず現に使用している前項の商號等の使用を廢止するときは、多大の經濟上の損失を蒙る會社が、別個の明瞭な商號等を確立するために、それら一つの商號等を併用するときに限り、引き續きこれらを使用することができる。

又、それらの商號等を貼付した商品を販賣するに當り、新しい商號等を貼付することが經濟上實情に則しないときに限り、新しい商號等を併用することなくそのまま使用することができる。

前記の暫定使用期間は、昭和二十六年六月三十日までとする。

以上

別紙第三

商指示第三號

昭和二十四年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 笹山 忠夫

殿

住友の商號等の件

持株會社整理委員會は、昭和二十三年政令第二百四十號をもつて改正された會社の證券保有制限等に関する勅令（昭和二十一年勅令第五百六十七號）第十四條の規定により與えられた權限に基き、左記商號、會社の通稱、商標又は會社標章（以下商號等という。）について左記の通り指示する。

記

一、この指示の日から三ヶ月以内に、左記商號等の使用を廢止し、現に登記登録のあるものについては、その變更若しくは抹消の申請をなし、且つ、昭和二十六年七月一日から七年間これ

らの使用及び登記登録をしないこと。

(一) 井桁



の図形を含む商標及び会社標章

(二) 字体、形式のいかんを問わず、「住友」という語を含む商標及び会社標章

(三) 「住友」という商號又は会社の通稱

(四) 圖形又は發音上のいづれであるかを問わず、右の商號等と同一又は類似の商號等（これらを外國語に翻譯したものを含む。）

二 登記登録の有無に拘らず現に使用している前項の商號等の使用を廢止するときは、多大の經濟上の損失を蒙る會社が、別個の明瞭な商號等を確立するために、それら二つの商號等を併用するときに限り、引き続きこれらを使用することができ、

又、それらの商號等を貼付した商品を販賣するに當り、新しい商號等を貼付することが經濟上實情に則しないときに限り、新しい商號等を併用することなくそのまま使用することができ、

前記の暫定使用期間は、昭和二十六年六月三十日までとする。

以上

第四十七回委員總會（臨時）日程

一 開催の場所

東京都千代田区内幸町三丁目一番地

持株會社監理委員會事務所

一 開催の日時

昭和二十四年八月二十七日午前十一時

一 上程事項

決議事項

(一) 決定指令の件

(二) 承継會社の件

以上

決議事項

一 決定指令の件

「三菱製薬株式会社、三井礦山株式会社、松竹株式会社及び東寶株式会社に対する過度經濟力集中排除法第十一條第二項の規定による指令を、それぞれ、別紙第一、第二、第三及び第四のように決定すること。」

二 承継會社の件

「昭和二十一年勅令第五百六十七號第一條第六項の規定に基づいて、左記七社から提出された承継會社除外申請は、いずれも、これを棄却すること。」

記

朝日生命保險相互會社	中央生命保險相互會社
光生生命保險相互會社	國民生命保險相互會社
明治生命保險相互會社	日新生命保險相互會社
東京生命保險相互會社	

別紙第一

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條により
指定された

三菱鑛業株式會社の件

指定者番號

九九

再編成計畫に關する決定指令

持株會社整理委員會（以下委員會という。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く權限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、三菱礦業株式會社（以下三菱という。）を、過度經濟力の集中として、昭和二十三年二月八日附を以て指定した。

三菱は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。三菱は、同法に基いて公示された礦工業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次の如く認定し指令する。

三菱は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

三菱は、公共の利益のために過度の經濟力の集中を排除し、且つ新設會社が競争市場において能率的生産を擧げ得る健全な状態において事業を開始するために、獨立した分離會社二社とし、これらの會社間において兼任しない役員を選任し、資産及び負債の一部を新設會社に譲渡し、殘存資産を處分し、新設會社の株式を割當て處分し、その他經理的措置をしなければならぬ。

ならぬ。

獨立した分離會社（以下新會社という。）その設立、資産及び負債は左の通りとする。

第一の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、石炭の採掘を主な事業として、本州、九州及び北海道所在の三菱の高島、新入、鞍手、方城、飯塚、上山田、益田、勝田、大谷、龜山、崎戸、佐佐、油戸、美唄、芦別、茶志内、大夕張その他の石炭礦山（支山を含む。）及びこれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承繼しなければならぬ。

右の物件は、すべて三菱の整備計畫にこれを詳記し且つ評價した上、委員會の承認を受けなければならぬ。

第二の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、金、銀、銅、鉛、亜鉛、錫及びその他の金屬の採掘並びに製煉を主な事業として、三菱の生野、明延、尾平、檜峰、手稻、新下川、尾去澤、小眞木、荒川、細倉、高取、鷲合森、網取、佐渡、寶、出石、吉岡、淺川、高根、奥山の各礦山、生野、尾去澤、細倉、直島、大阪の各製煉所及びこれらの附屬施設、超硬質工具、棒、鑄物飯、綿及び纖維の製造を主な事業としている東京、桶川、新潟の各金屬工業所及びこれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承繼しなければ

ならない。

右の物件は、すべて三菱の整備計画にこれを詳記し且つ評價した上、委員会の承認を受けなければならない。

(9)但し、前二號に規定する會社のうちいづれか一は新設されることを必要とする。若しその一が存続する場合においても、同社は、新會社に適用されるこの指令の條項に従わなければならない。

6 新會社は、三菱鐵道株式會社といふ商號及び社名を使用せず、且つ將來も使用し得なければならない。新會社は、三菱の後継者若しくはこれと関連ある會社又は相互に関連のある會社といつてはならない。

7 前記指示に基き新會社にその資産を出售又は譲渡した後の残余の資産は、これを處分しなければならぬ。

三菱は、その本社事務所設備及び本館鐵道研究所を實際的且つ公正に新會社に割當て又はその他の方法で處分するための計画を速かに委員会に提出し、その承認を受けなければならない。又その他の殘存資産の處分についても委員会の事前承認を受けなければならない。

8 新會社は、前記の如く三菱より承継した資産の對價として、その最初の全株式を委員会が承

認した額面による全額拂込の普通株式の形式により發行し、又は委員会の承認した他の證券を發行し、これを三菱に交付しなければならない。

右の株式又は證券については、三菱は、第九項に基いて提出した整備計画に従つて、速かにこれを處分しなければならない。

9 三菱は、その整備計画を、昭和二十一年法律第四十號の規定に基き、決定指令通達の日より三十日以内又は委員会の承認した期間内に提出しなければならない。右の整備計画が認可された場合には、本件に關する決定指令の一部となる。三菱及び新會社は、決定整備計画を實行し、且つこれを遵守しなければならない。

10 この指令の實行を監督するために、委員会又はその後継者により權限を附與された者は、三菱若しくは新會社又はそれらの會社の後継者若しくは該受人に對し適當な通知をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、書狀、賣買覺書その他の記録及び書類を閲覽し、(2)それらの會社の役員又は従業員に面接し(これらの役員又は従業員は法律顧問を伴うことができる。)(3)本指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができる。

11 この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第五條の規定による貸付金の債權者の優先權を變更するものではない。

右の優先権を主張する債権者が、この指令の日から十五日以内に委員会に對し、貸付金額、貸付日、使途及び残高を明かにして、その債権の申出をした場合には、その債権は、別段の指令により確認される。

12. この件につき、新たに株式を発行しこれを處分することを新會社に指令するため、關係當事者が委員会又はその後繼者に對しこの指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことを申出ることができるようにするため、並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をなすため、委員会は必要な権限を留保するものとする。

昭和二十四年八月二十八日

持株會社整理委員會

常務委員 野田 岩次郎

別紙第二

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條
により指定された

三井鐵山株式會社の件

指定者番號

一〇四

再編成計畫に關する決定指令

ハ持株會社整理委員會（以下委員會という。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く權限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、三井鑛山株式會社（以下三井という。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年二月八日附を以て指定した。

三井は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。三井は、同法に基いて公示された鑛工業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を檢討した結果、次の如く認定し指令する。

3. 三井は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4. 三井は、公共の利益のために過度の經濟力の集中を排除し、且つ新設會社が競争市場において能率的生産を擧げ得る健全な状態において事業を開始するために、獨立した分離會社二社とし、これらの會社間において兼任しない役員を選任し、資産及び負債の一部を新設會社に譲渡し、殘存資産を處分し、新設會社の株式を割當て處分し、その他經理的措施をしなければならぬ。

ばならない。

5. 獨立した分離會社（以下新會社という。）の設立、資産及び負債は左の通りとする。

(A) 第一の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、石炭の採掘及び運搬並びに鑛山機械の製作及び修理を主な事業としている三池、山野、田川、砂川、芦別、美唄、新美唄の各鑛山、三池港務所、三池機械製作所、産業醫學研究所、田川ピツチ工場及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承継しなければならない。

右の物件は、すべて三井の整備計畫にこれを詳記し且つ評價した上、委員會の承認を受けなければならない。

(B) 第二の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、鉛、亜鉛、鐵、金及び其の他の金屬の採掘及び製煉並びに硫酸の製造を主な事業としている三井の神岡、千露呂、大澤、大弘、阿蘇、串木野の各鑛山、神岡、三池、彦島、日比、竹原の各製煉所、土々呂工場、大崎島石灰採取場及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承継しなければならない。

右の物件は、すべて三井の整備計畫にこれを詳記し且つ評價した上、委員會の承認を受けなければならない。

(9)但し、前二項に規定する會社のうちいずれか一は新設されることを必要とする。若しその一が存続する場合においても、同社は、新會社に適用されるこの指令の各條項に従わなければならない。

6.新會社は、三井鐵山株式會社という商號及び社名を使用せず、且つ將來も使用してはならない。

新會社は、三井の後繼者若しくはこれと關連ある會社又は相互に關連のある會社と言つてはならない。

7.前記の指示に基き新會社にその資産を出資又は讓渡した後の残余の資産は、これを處分しなければならぬ。

三井は、その本社事務所設備及び目黒砥石工場を實際的且つ公正に新會社に割當て又はその他の方法で處分するための計畫を速かに委員會に提出し、その承認を受けなければならない。

又その他の殘存資産の處分についても委員會の事前承認を受けなければならない。

8.新會社は、前記の如く三井より承継した資産の對價として、その最初の全株式を委員會が承認した額面による金額拂込の普通株式の形式により發行し、又は委員會の承認した他の證券を發行し、これを三井に交付しなければならない。

右の株式又は證券については、三井は、第九項に基いて提出した整備計畫に従つて、速かにこれを處分しなければならない。

9.三井は、その整備計畫を、昭和二十一年法律第四十號の規定に基き、決定指令通達の日より三十日以内又は委員會の承認した期間内に提出しなければならない。右の整備計畫が認可された場合には、本件に關する決定指令の一部となる。三井及び新會社は、決定整備計畫を實行し、且つこれを遵守しなければならない。

10.この指令の實行を監督するために、委員會又はその後繼者により權限を附與された者は、三井若しくは新會社又はそれらの會社の後繼者若しくは讓受人に對し適當な通知をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、書狀、賣買覺書その他の記録及び書類を閲覽し、(2)それらの會社の役員又は従業員に面接し(これらの役員又は従業員は法律顧問を伴うことができる。)(3)本指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができる。

11.この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第五條の規定による貸付金の債權者の優先權を變更するものではない。

右の優先權を主張する債權者が、この指令の日から十五日以内に委員會に對し、貸付金額、貸付日、使途及び残高を明かにして、その債權の申出をした場合には、その債權は、別段の

指令により確認される。

12. この件につき、新たに株式を発行しこれを処分することを新会社に指令するため、關係當事者が委員会又はその後継者に對しこの指令の解釋又は實行について適切を指令をなすことを申出ることができるようにするため、並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をなすため、委員会は必要を權限を留保するものとする。

昭和二十四年八月二十八日

持株會社整理委員會

常務委員 野田 岩次郎

別紙第三

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條により指定された	指定者番號
松竹株式會社の件	三〇九

再編成計畫に關する決定指令

持株會社整理委員會（以下委員會という。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く權限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、松竹株式会社（以下松竹という。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年二月二十一日附をもつて指定した。

松竹は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。松竹は、同法に基いて公示された配給業及びサービス業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を提出した。

委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次のように認定し指令する。

松竹は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

松竹は、同社が直接又は間接に所有する他社の株式をすべて處分しなければならぬ。松竹は、決定指令の日から三十日以内に、右株式處分計畫書を、委員會に提出しなければならぬ。

よこの指令の日から、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第七條及び第八條の規定の適用を

停止する。

本件に關する決定指令の實行が完了し、且つ、昭和二十二年法律第二百七號に基く手續規則第五十一條の規定による手續終結指令が通達された場合には、本件に關する正式記録は、監視のため及び本件に關する事實の認定に記載され又は指摘された獨占的慣行又は取引制限の事實をすべて取り除くため、公正取引委員會に移管するものとする。この指令は、公正取引委員會又は檢事總長の行方調査又は訴訟行爲及び同委員會又は東京高等裁判所が昭和二十二年法律第五十四號に基いて行方審決、判決又はその他の決定を妨げるものではない。

更にこの指令は、同法又は同法に基く命令の手續規定によつてなされる抗辯又は反證となるものと解してはならぬ。

この指令の實行を監督するために、委員會又はその後継者より權限を附與された者は、松竹に對し適當な通告をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、書狀、覺書、その他の記録及び書類を閲覧し、(2)會社の役員又は従業員に面接し（これらの役員又は従業員は法律顧問を伴うことができる。）、(3)この指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができるものとする。

よこの指令は、昭和二十二年法律第二百八號第六條の規定による、指定の日から決定指令の日

の間に生じた、事業上の貸付金の債権者の優先権を變更するものではない。
 右の優先権を主張するすべての債権者が、決定指令の日から十五日以内に、委員会に對し、貸付金額、貸付日、使途及び残高を明らかにして、その債権の申し出をした場合には、その債権は、別段の指令により確認される。
 又この件につき、關係當事者が、委員会又はその後繼者に對し、この指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことを申し出ることができるとするようするため、並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をするため、委員会は、必要な権限を留保するものとする。

昭和二十四年八月二十八日

持株會社整理委員會
 常務委員 野田 岩次郎

別紙第四

持株會社整理委員會

<p>昭和二十二年法律第二百七號第三條により指定された 東寶株式會社の件</p>	<p>指定者番號 三二四</p>
---	-------------------------------

再編成計畫に關する決定指令

4 持株會社整理委員會（以下委員會という。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く權限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、東寶株式會社（以下東寶という。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年二月二十一日附をもつて指定した。

東寶は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。東寶は、同法に基いて公示された配給業及びジューピス業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を提出した。

2 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次のように認定し指令する。

3 東寶は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4 東寶は、同社が直接又は間接に所有する他社の株式をすべて處分しなければならぬ。東寶は、決定指令の日から三十日以内に、右株式處分計畫書を、委員會に提出しなければならぬ。

よこの指令の日から、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第七條及び第八條の規定の適用を

停止する。

6 本件に關する決定指令の實行が完了し、且つ、昭和二十二年法律第二百七號に基く手續規則第五十一條の規定による手續終結指令が通達された場合には、本件に關する正式記録は、監視のため及び本件に關する事實の認定に記載され又は指摘された獨占的慣行又は取引制限の事實をすべて取り除くため、公正取引委員會に移管するものとする。この指令は、公正取引委員會又は檢事總長の行う調査又は訴訟行爲及び同委員會又は東京高等裁判所が昭和二十二年法律第五十四號に基いて行う審決、判決又はその他の決定を妨げるものではない。

更にこの指令は、同法又は同法に基く命令の手續規定によつてなされる抗辯又は反證となるものと解してはならぬ。

7 この指令の實行を監督するため、委員會又はその後繼者より權限を附與された者は、東寶に對し適當な通告をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、書狀、覽書、その他の記録及び書類を閲覽し、(2)會社の役員又は従業員に面接しこれらの役員又は従業員は法律顧問を伴うことができる。一、(3)この指令の實行に當然必要を報告を隨時要求することができるものとする。

よこの指令は、昭和二十二年法律第二百八號第六條の規定による、指定の日から決定指令の日

の間に生じた、事業上の貸付金の債権者の優先権を變更するものではない。
 右の優先権を主張するすべての債権者が、決定指令の日から十五日以内に、委員会に對し、
 貸付金額、貸付日、使途及び残高を明らかにして、その債権の申し出をした場合には、その
 債権は、別段の指令により確認される。
 又この件につき、關係當事者が、委員会又はその後繼者に對し、この指令の解釋又は實行につ
 いて適切な指令をなすことを申し出ることができるようになるため、並びにこの指令の條項
 の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をするため、委員会は、必要な権限を
 留保するものとする。

昭和二十四年八月二十八日

持株會社整理委員會

常務委員 野田 岩次郎

持株會社整理委員會

<p>昭和二十二年法律第二百七號第三條により 指定された 三菱鑛業株式會社の件</p>	<p>指定者番號 九九</p>
---	------------------------------

再編成計畫に關する指令案

持株會社整理委員會（以下委員會という。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く權限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、三菱礦業株式會社（以下三菱という。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年二月八日附を以て指定した。

三菱は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。三菱は、同法に基いて公示された礦工業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次の如く認定し指令する。

三菱は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

三菱は、公共の利益のために過度の經濟力の集中を排除し、且つ新設會社が競争市場において能率的生産を擧げ得る健全な状態において事業を開始するために、獨立した分離會社二社とし、これらの會社間において兼任しない役員を選任し、資産及び負債の一部を新設會社に譲渡し、殘存資産を處分し、新設會社の株式を割當て處分し、その他經理的措置をしなければならぬ。

ばならない。

獨立した分離會社（以下新會社という。）その設立、資産及び負債は左の通りとする。

(A) 第一の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、石炭の採掘を主な事業として、本州、九州及び北海道所在の三菱の高島、新入、鞍手、方城、飯塚、上山田、鯉田、勝田、大谷、龜山、崎戸、佐佐、油戸、美唄、芦別、茶志内、大夕張その他の石炭礦山（支山を含む。）及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承継しなければならぬ。

右の物件は、すべて三菱の整備計畫にこれを詳記し且つ評價した上、委員會の承認を受けなければならぬ。

(B) 第二の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、金、銀、銅、鉛、亜鉛、錫及びその他の金屬の採掘並びに製煉を主な事業としている三菱の生野、明延、尾平、檜峰、手稻、新下川、尾去澤、小真木、荒川、細倉、高取、鷲合森、綱取、佐渡、寶、出石、吉岡、淺川、高根、奥山の各礦山、生野、尾去澤、細倉、直島、大阪の各製煉所及びそれらの附屬施設、超硬質工具、棒、鑄物鋏、線及び線條の製造を主な事業としている東京、桶川、新潟の各金屬工業所及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承継しなければ

ならない。

右の物件は、すべて三菱の整備計画にこれを詳記し且つ評價した上、委員会の承認を受けなければならぬ。

(9) 但し、前二號に規定する会社のうちいづれか一は新設されることを必要とする。若しその一が新設されない場合においても、同社は、新會社に適用されるこの指令の條項に従わなければならぬ。

6. 新會社は、三菱鑛業株式会社という商號及び社名を使用せず、且つ將來も使用してはならない。新會社は、三菱の後継者若しくはこれと關連ある會社又は相互に關連のある會社といつてはならない。

7. 前記指示に基き新會社にその資産を出售又は譲渡した後の残余の資産は、これを處分しなければならぬ。

三菱は、その本社事務所設備及び大宮鑛業研究所を實際的且つ公正に新會社に割當て又はその他の方法で處分するための計画を速かに委員会に提出し、その承認を受けなければならぬ。又その他の残存資産の處分についても委員会の事前承認を受けなければならぬ。

8. 新會社は、前記の如く三菱より承継した資産の對價として、その最初の全株式を委員会が承

認した額面による全額拂込の普通株式の形式により發行し、又は委員会の承認した他の證券を發行し、これを三菱に交付しなければならぬ。

右の株式又は證券については、三菱は、第九項に基いて提出した整備計画に依つて、速かにこれを處分しなければならぬ。

9. 三菱は、その整備計画を、昭和二十一年法律第四十號の規定に基き、決定指令通達の日より三十日以内又は委員会の承認した期間内に提出しなければならぬ。右の整備計画が認可された場合には、本件に關する決定指令の一部となる。三菱及び新會社は、決定整備計画を實行し、且つこれを遵守しなければならぬ。

10. この指令の實行を監督するために、委員会又はその後継者により權限を附與された者は、三菱若しくは新會社又はそれらの会社の後継者若しくは譲受人に對し適當な通知をした上で、(1) 帳簿、臺帳、計算書、書狀、賣買簿その他の記録及び書類を閲覽し、(2) それらの会社の役員又は従業員に面接し(これらの役員又は従業員は法律顧問を伴うことができる。)、(3) 本指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができる。

11. この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第五條の規定による貸付金の債權者の優先權を變更するものではなからぬ。

右の優先権を主張する債権者が、この指令の日から十五日以内に委員会に對し、貸付金額、貸付日、使途及び残高を明かにして、その債権の申出をした場合には、その債権は、別段の指令により確認される。

12. この件につき、新たに株式を發行しこれを處分すること、を新會社に指令するため、關係當事者が委員会又はその後繼者に對しこの指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことを申出ることができるようにするため、並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をなすため、委員会は必要な権限を留保するものとする。

昭和二十四年七月三十日

持株會社整理委員會
委員長 佐山 忠夫

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條 により指定された	指定者番號 九九
三菱礦業株式會社	

事實の認定

持株會社整理委員會は、三菱鑛業株式會社の事業並びに日本の鑛業における同社の地位に關し同社が提出したすべての書類及び資料を審査し且つ獨自の調査をした結果、下記の事項を認定する。

1. 當社は、日本の鑛業において競争を制限し、他のものが單獨にこれに従事する機会を妨げ得る事業規模及び生産能力をもつてゐる。

2. 右の如き競争の制限及び機會の妨害をなす能力は、公共の利益のために排除しなければならぬ。

3. 右の如き競争の制限及び機會の妨害をなす能力を排除するために最もよい方法は、當社の石炭部門及び金屬部門を分離して獨立の二會社とすることである。

4. 下記の經濟、生産その他に關する資料は、この件に關する指令案に關連ある要因の一部である。

5. 事業規模

當社は、昭和二十年勅令第六百五十七號による制限會社、昭和二十一年勅令第二百三十三號による持株會社、昭和二十一年法律第七號（會社整理應急措置法）による特別整理會社、昭和二十二年法律第二百七號（過度經濟力集中排除法）による指定企業者である。

當社は、金、銀、銅、鉛、亜鉛、錫、砒礦の採掘製煉及び石炭の採掘並びに超硬質工具の製作を主たる營業目的としている。

當社は、金屬鑛山二十、石炭鑛山十七、製煉所四、電氣製煉所一、金屬工業所三、鑛業研究所一、を經營し、昭和二十三年九月末現在において資本金四億七百四十萬圓、總資産八、四九三、八六一千圓、賣上高四、四一九、一六八千圓、従業員六九、六七二名を有する。

6. 企業の歴史

當社の發端は、三菱財閥の祖岩崎彌太郎が明治六年吉岡鑛山、同十四年高島鑛山、同十七年小眞木鑛山を買収したのに始まり、更に尾去澤鑛山、端島鑛山を買収するに及んで今日の基礎を築くに至つた。これら鑛山は、後三菱合資會社の經營に移された。

當社は、大正七年三菱合資會社（後に株式會社三菱本社となつた。）から石炭鑛山十四、金屬鑛山十五（内現在休止鑛山五）製煉所三、電氣製煉所一、鑛業所一、製炭製造所一、（昭和九年日本タール工業株式會社に譲渡。）を譲り受けて資本金五千萬圓を以て創立された。その後事業の擴張に伴い大正九年に資本金を一億圓に増加した。大正十四年から昭和十四年の間に石炭鑛山二、金屬鑛山五及び製煉所一を買収したがこの間資本金を二億圓に増加し、更に昭和十五年九州炭礦汽船株式會社を合併して石炭鑛山一と石炭輸送用船舶六隻（各百噸

内外)を取得すると共に資本金は二億三百七十萬圓となつた。
 當社は、戦時中昭和十九年と昭和二十年に政府及び石炭統制會の指示によつて石炭礦山二、
 金屬工業所一を買収すると共に帝國鑛業開發株式會社に金屬礦山二、採掘、試掘鑛業權の若
 干を賣却した。

昭和二十年事業擴張の目的を以て資本金を四億七百四十萬圓に増加して現在に至つてゐる。
 生産能力

當社の主要製品の生産能力は左の通りである。

種別	昭和二十二年		昭和二十一年		A-B
	数量	對全國比(A)	数量	對全國比(B)	
金	1,200 兩	11.2%	9,500 兩	2.2%	183.0%
銀	2,600 兩	19.3%	4,500 兩	19.6%	28.5%
銅	4,300 兩	23.5%	9,800 兩	19.8%	112.1%
鉛	1,200 兩	18.6%	2,300 兩	25.8%	55.1%
錫	3,200 兩	13.2%	7,900 兩	20.8%	45.2%
錫	800 兩	91.9%	1,300 兩	21.6%	142.6%

製		煉		
砒素	2,200 兩	21.5%	21	
モリブデン	200 兩	18.1%	100 兩	33.3%
タンクステン	200 兩	23.8%	150 兩	29.0%
超硬質工具	2,300 千圓	12.3%		
石炭	1,200,000 兩	11.8%	5,200,000 兩	12.8%
電氣金	2,000 兩	9.9%	500 兩	2.0%
電氣銀	2,000 兩	13.2%	4,000 兩	11.2%
電氣銅	1,200 兩	12.0%	1,100 兩	11.5%
粗銅	1,000 兩	18.7%	7,000 兩	15.0%
電氣鉛	2,500 兩	10.5%	500 兩	11.7%
電氣鋅	1,100 兩	13.1%	1,100 兩	13.3%
電氣錫	200 兩	100.0%	100 兩	100.0%
砒酸	2,200 兩	21.5%		

註 採掘能力は一箇年間月平均生産実績による、製煉能力は設備能力による。

8 持株會社としての活動

當社は、坑業部門を有する持株會社である。

當社は、内地六十八社、外地八社の株式を保有していた。このうち當社が總株式の10%以上を所有していた會社は内地十七社、外地四社である。

これらの會社のうち主なものは左の通りである。

(1) 當初當社のある事業部門の分離獨立により新會社が設立された際その株式の全部又は一部を引受けたもの

會社名	資本金	持株率	事業
釧路埠頭倉庫株式會社	八〇〇〇千圓	100%	倉庫業、荷役業
雄別炭礦鐵道株式會社	100000	100%	石炭礦業、輸送業
南樺太炭礦鐵道株式會社	100000	100%	輸送業
(2) 關連事業開始のため新會社を設立しその株式を引受けたもの			
岩手鐵山機械株式會社	一八〇〇千圓	11%	鐵山機械製作

(3) 關連事業との密接な連携を保つため既設會社の株式を取得したものを

會社名	資本金	持株率	事業
美唄鐵道株式會社	一八〇〇千圓	100%	輸送業
小樽石炭輸送株式會社	3000	50%	"
栗原鐵道株式會社	10000	63%	"
堺化學工業株式會社	22500	51.1%	塗料製造業
古河電氣工業株式會社	100000	10.2%	金屬加工、金屬製煉
炭礦用品株式會社	1200	33.3%	炭礦用資材販賣業
長崎鐵業株式會社	8000	25%	石炭礦業

(4) 外地の開發のため設立された會社の株式を引受けたもの

會社名	資本金	持株率	事業
茂山鐵礦開發株式會社	25000千圓	50%	鐵礦石採掘業
北樺太鐵業株式會社	100000	10%	石炭礦業

昭徳鑛業株式會社	六〇〇〇千圓	六〇%	金、銅採掘業
朝鮮無煙炭株式會社	五〇〇〇〇	一一%	石炭礦業
(5) 其他			

會社名	資本金	持株率	專業
丸子鋼材工業株式會社	五〇〇〇千圓	五五三%	製鋼及加工業
日本アルミニウム工業株式會社	六〇〇〇	二、四%	アルミニウム及輕合金加工業
日本アルミニウム株式會社	一四〇〇〇	一八一%	製造業 アルミナ、アルミニウム
三菱石油株式會社	二〇〇〇〇	一五%	石油礦業
三菱化成工業株式會社	一一〇七九〇	一三%	化學工業

(6) 統制會社又は國策會社の設立に際し、株式を割當てられたもの

後記参照

事業場とその地理的位置

當社は、左の事業場を有している。

金銅鑛山	八(東北四、中部二、北海道一、關東一)
銀銅鑛山	三(東北一、近畿一、中國一)
鉛、亜鉛鑛山	一(東北一)
硫化鑛山	五(關東一、北海道一、四國二、九州一)
銅砒鑛山	一(九州一)
銅錫鑛山	一(近畿一)
タンクステン鑛山	一(關東一)
製煉所	四(近畿一、東北二、四國一)
電氣鑛煉所	一(近畿一)

金屬工業所 三(關東二、中部一)

石炭 礦山 一七(九州十二、東北一、北海道四)

當社の金屬礦山は本州、東北地方の細倉、尾去澤の兩礦山を主力としている。石炭礦山は、北海道地區と九州地區に分れている。

10. 事業の關連性

當社の各金屬礦山と製煉所との間及び直島と大阪の兩製煉所との間には垂直的結合關係が存する。即ち直島製煉所には當社各礦山産出の鑽石及び、尾去澤、細倉兩製煉所の半製品が送られる。生野、明延兩礦山から産出する複雑硫化鑽石を完全處理できるのは日本において直島製煉所のみである。

大阪製煉所は直島製煉所の粗銅の電氣製煉を行うと共に生野製煉所で製煉した粗錫の電氣製煉をし細倉礦山産出金銀地金の處理をしている。

鑛業研究所は當社の採鑛、採炭關係一般及び金屬加工部門の冶金に關する研究に従事している。

各金屬工業所は金屬礦山と若干垂直的結合關係にある。

當社の石炭部門と金屬部門とは事業上の關連性は少い。

11. 原料の支配

當社は、鑛業會社として基礎原料を生産しているが、その採掘に必要な鑛山機械類は、主として同系の三菱電機株式會社及び三菱重工業株式會社(四〇%)から供給される。

自山鑽石及び他社からの銅(自給率六二%)は當社に於て製煉及び電煉される。

當社の電氣銅は、住友電氣工業株式會社に一七・五%、古河電氣工業株式會社に一三・三%

その他の電線製造業者等に賣渡される。金、銀は大体銅の製煉に附隨して生産される。

金屬工業所が必要とする超硬質工具の原料鑽石は殆んど社内鑽石に依存している。

石炭は對全國比一・八%で子會社の出炭高と合計すると對全國比は一三・九%である。

12. 制限的取極め及び統制團體への參加

當社は左の統制團體に參加していた。

大正 十年 十月 石炭鑛業連合會(石炭の自主的生産統制機關)

昭和七年十一月 昭和石炭株式会社（石炭の自主的販賣統制會社）

十三年二月 日本銅統制組合（銅、鉛、錫等配給統制規則に基く政府の指導による銅の配給統制機關）

十三年十二月 錫統制組合（銅、鉛、錫等配給統制規則に基く政府の指導による錫の配給統制機關）

十五年十月 日本金屬鑛業連合會（政府の指導による金屬鑛山の自主的生産統制機關）

十五年十月 日本石炭株式会社（法令による石炭販賣統制會社）

十六年十一月 石炭統制會（法令による石炭生産配給統制機關）

十六年十二月 鑛山統制會（法令による金屬鑛山生産配給統制機關）

十七年二月 日本金屬配給統制株式会社（法令による金屬販賣統制會社）

當社は、左の統制會社等の株式を保有していた。

帝國石油株式会社、帝國鑛業開發株式会社、帝國燃料興業株式会社、日本金屬株式会社、日本石炭株式会社、日本硫酸株式会社、日本發送電株式会社、日本木材株式会社、その他各地方木材株式会社、北海道開發株式会社、東北配電株式会社

三財 關係

嘗つて當社は三菱財團の直系會社として株式会社三菱本社と資本的連繫をもつており同社は

當社の株式四二・六%を所有していた。右の外三菱財團の會社及び岩崎一族の所有していたものはそれぞれ〇・四%、〇・五%であつた。

當社は、事業上の資金は主として三菱銀行から調達し、鑛山機械は三菱電機株式会社及び三菱重工株式会社（四〇%）その他の會社より購入し、その石炭は國家によつて配給統制されるまでは三菱商學株式會社に委託販賣していた。

昭和二十四年七月三十日

持株會社整理委員會
委員長 佐山忠夫

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條
により指定された

三井礦山株式會社の件

指定者番號

一〇四

再編成計畫に關する指令案

ノ持株會社整理委員會（以下委員會といふ。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く權限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、三井鑛山株式會社（以下三井といふ。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年二月八日附を以て指定した。

三井は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。三井は、同法に基いて公示された鑛工業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次の如く認定し指令する。

三井は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

三井は、公共の利益のために過度の經濟力の集中を排除し、且つ新設會社が競争市場において能率的生産を擧げ得る健全な状態において事業を開始するために、獨立した分離會社二社とし、これらの會社間において兼任しない役員を選任し、資産及び負債の一部を新設會社に譲渡し、殘存資産を處分し、新設會社の株式を割當て處分し、その他經理的措置をしなければならぬ。

ばならぬ。

獨立した分離會社（以下新會社といふ。）の設立、資産及び負債は左の通りとする。

(A) 第一の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、石炭の採掘及び運搬並びに鑛山機械の製作及び修理を主な事業としている三池、山野、田川、砂川、苜別、美唄、新美唄の各鑛山、三池港務所、三池機械製作所、産業醫學研究所、田川ピツチ工場及びこれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承継しなければならない。

右の物件は、すべて三井の整備計畫にこれを詳記し且つ評價した上、委員會の承認を受けなければならない。

(B) 第二の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、鉛、亜鉛、鐵、金及び其の他の金屬の採掘及び製煉並びに硫酸の製造を主な事業としている三井の神岡、千露呂、大澤、大弘、阿蘇、串木野の各鑛山、神岡、三池、彦島、日比、竹原の各製煉所、土々呂工場、大崎島石灰石採取場及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承継しなければならない。

右の物件は、すべて三井の整備計畫にこれを詳記し且つ評價した上、委員會の承認を受けなければならない。

(9)但し、前二號に規定する会社のうちいずれか一は新設されることを必要とする。若しこの一が新設されない場合においても、同社は、新會社に適用されるこの指令の各條項に従わなければならない。

6新會社は、三井礦山株式會社という商號及び社名を使用せず、且つ將來も使用してはならない。

5新會社は、三井の後繼者若しくはこれと關連ある會社又は相互に關連のある會社と言つてはならない。

7前記の指示に基き新會社にその資産を出資又は讓渡した後の残余の資産は、これを處分しなければならぬ。

三井は、その本社事務所設備及び目黒砥石工場を實際的且つ公正に新會社に割當て又はその他の方法で處分するための計畫を速かに委員會に提出し、その承認を受けなければならない。又その他の残存資産の處分についても委員會の事前承認を受けなければならない。

8新會社は、前記の如く三井より承繼した資産の對價として、その最初の全株式を委員會が承認した額面による全額拂込の普通株式の形式により發行し、又は委員會の承認した他の證券を發行し、これを三井に交付しなければならない。

右の株式又は證券については、三井は、第九項に基いて提出した整備計畫に従つて、速かにこれを處分しなければならない。

9三井は、その整備計畫を、昭和二十一年法律第四十號の規定に基き、決定指令通達の日より三十日以内又は委員會の承認した期間内に提出しなければならない。右の整備計畫が認可された場合には、本件に關する決定指令の一部となる。三井及び新會社は、決定整備計畫を實行し、且つこれを遵守しなければならない。

10この指令の實行を監督するために、委員會又はその後繼者により權限を附與された者は、三井若しくは新會社又はそれらの會社の後繼者若しくは讓受人に對し適當な通知をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、書狀、賣買覺書その他の記録及び書類を閲覽し、(2)それらの會社の役員又は従業員に面接し(これらの役員又は従業員は法律顧問を伴うことができる。)(3)本指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができる。

11この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第五條の規定による貸付金の債權者の優先權を變更するものではない。

右の優先權を主張する債權者が、この指令の日から十五日以内に委員會に對し、貸付金額、貸付日、使途及び殘高を明かにして、その債權の申出をした場合には、その債權は、別段の

指令により確認される。

12. この件につき、新たに株式を発行しこれを処分することを新会社に指令するため、関係當事者が委員会又はその後継者に對しこの指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことを申出ることができるとする。並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をなすため、委員会は必要な権限を留保するものとする。

昭和二十四年七月三十日

持株會社整理委員會

委員長 佐山 忠夫

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條
により指定された

三井鑛山株式會社の件

指定者番號 一〇四

事實の認定

持株會社整理委員會は、三井鑛山株式會社の事業並びに日本の鑛業における同社の地位に關し同社が提出したすべての書類及び資料を審査し且つ獨自の調査をした結果、下記の事項を認定する。

1. 當社は、日本の鑛業において競争を制限し、他のものが單獨にこれに従事する機會を妨げ得る事業規模及び生産能力をもつてゐる。

2. 右の如き競争の制限及び機會の妨害をなす能力は、公共の利益のために排除しなければならぬ。

3. 右の如き競争の制限及び機會の妨害をなす能力を排除するために最もよい方法は、當社の石炭部門及び金屬部門を分離して獨立の二會社とすることである。

4. 下記の經濟、生産その他に關する資料は、この件に關する指令案に關連ある要因の一部である。

5. 事業規模

當社は、昭和二十年勅令第六百五十七號に基く制限會社、昭和二十一年勅令第二百三十三號に基く持株會社、昭和二十一年法律第七號（會社整理應急措置法）に基く特別整理會社並びに昭和二十二年法律第二百七號に基く指定企業者である。

當社は、資本金四億圓、總資産百二十億七千三百六十八萬圓、總売上高五十五億九千三十五萬圓、従業員八萬三千八百七十名を有する。（昭和二十三年九月末現在）

當社は、石炭、亜鉛、鉛において第一位の生産者であり、この外粗鋼、電氣鋼及び金を生産する。

6. 企業の歴史

三井家が鑛業に着手したのは、明治七年福岡の鉛、亜鉛鑛山を買収したことに始まる。同社は、日本における最古の鑛山であつて、西暦七百十七年以來稼行しており、最初は金山であつた。その後三井家は、明治二十一年三池炭鑛を日本政府より拂下げを受けた。同炭鑛は、日本における最古の炭鑛であつて、徳川幕府の頃から稼行している。明治二十五年三井家は、三井鑛山合名會社を資本金二百萬圓を以て設立し、同社は、明治四十四年資本金二千萬圓を以て現在の社名における株式會社となつた。當社は、その後左の通り數次の増資を行い、現在に至つてゐる。

大正 七年	資本金五千萬圓に増資	（事業設備擴張）
大正 九年	資本金一億圓に増資	（事業設備擴張）
昭和 三年	資本金二億圓に増資	（事業設備擴張及び借入金返済）

昭和十九年 資本金四億圓に増資 (事業設備擴張及び借入金返済)

當社は、大正三年化學事業を開始して三池染料工業所を設立したが、昭和十六年三井化學工業株式會社の設立に伴い化學部門を移譲した。大正八年登川炭礦を北海道炭礦汽船株式會社に譲渡した。當社は、昭和十一年彦島製煉所を買収し、昭和十五年日本政府の要望により銅山として大澤銅山を買収したが、現在は設備一切を他に轉用又は賣却して廢山となつてゐる。昭和十六年新美嶺炭礦を買収し、昭和十八年日本政府の要望によりニツケル、コバルト製煉の目的を以て日比製煉所を、鉛及び銅合金屑の電解を目的として竹原製煉所を夫々昭和十九年には株式會社より買収し、同時に碧理金山を帝國礦業開發株式會社に譲渡した。昭和十九年には砥川炭礦を買収し、同時に日本政府の要望によりコバルト製煉の目的を以て、中島製煉株式會社より土々呂工場を買収したが、操業に至らないで終戦となり、現在は事業を中止してゐる。

7. 生産能力

當社の主要製品の生産能力の對全國比は、次の通りである。

品目	昭和二十二年		昭和二十一年	
	月産能力	對全國比	月産能力	對全國比
石炭	三七二八二一屯	一六・四%	五七七一六三屯	一五・五%

鉛粗鐵	一九六	四〇・八	二五〇	三六・八
亜鉛粗鐵	一、三〇九	五二・六	一、二四三	四二・一
電氣鉛	一、三五〇	三七・〇	七五〇	三二・六
電氣亜鉛	二、四〇〇	四一・七	五〇〇	二〇・八
蒸溜亜鉛	一、一〇〇	一〇〇	二、七三〇	一〇〇
砒酸亜鉛	五〇〇	四一・七	五〇〇	一〇〇
粗銅	五〇〇	四・五	一	一
電氣銅	七〇〇	六・六	一	一
砥石	五〇	二・一	一五	二・二

(註) イ、石炭、鉛粗鐵、亜鉛粗鐵は實績、他は設備能力による。
ロ、電氣亜鉛、蒸溜亜鉛を合計すると二十二年度對全國比は六七・五%となる。

8. 持株會社としての活動

當社は、現業部門を有する持株會社であり、四十二の内地會社及び二十三の外地會社の株式を所有した。そのうち持株率一〇%以上のものは、内地會社十五社、外地會社十一社である。

その主要なものは、左の通りである。

(1) 當社の事業の一部を譲渡して、その株式を取得したもの

會社名	資本金	持株率	事業目的
三井化學工業株式會社	一、二、五〇〇、〇〇〇圓	五九・三%	化學藥品及び染料の製造
北海道炭礦汽船株式會社	一、四、五〇〇、〇〇〇圓	一〇・三%	石炭採掘
(2) 關連事業開始のため新會社を設立し、その株式を取得したもの			
銚石鑛山株式會社	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇〇%	マンガン採掘
太平洋炭礦株式會社	一、〇〇〇、〇〇〇圓	四〇%	石炭採掘
松島炭礦株式會社	二、八〇〇、〇〇〇圓	四八・九%	
山門炭礦株式會社	七、五〇〇、〇〇〇圓	七六・七%	
三領坑木株式會社	三〇〇、〇〇〇圓	一〇〇%	坑木製造
北海道礦業株式會社	三〇〇、〇〇〇圓	九一%	硫黃採掘
日本距離礦業株式會社	三〇〇、〇〇〇圓	一〇〇%	鉛、亜鉛採掘
(3) 關連事業との密接な連携を保つため、既設會社の株式を取得したもの			
株式會社夕張製作所	七、五〇〇、〇〇〇圓	一〇%	機械製作及び修理

北海道石炭荷役株式會社	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二〇%	石炭荷役
西日本製業株式會社	一、八〇〇、〇〇〇圓	一六・七%	煉瓦製造
大阪銅滓株式會社	一、五〇〇、〇〇〇圓	五三・三%	屑銅回收

(4) 外地開發事業を目的とする會社の株式を取得したもの

會社名	資本金	持株率	事業目的
三成礦業株式會社	五〇九、八〇〇圓	九九・八%	亜鉛、黒鉛採掘
基隆炭礦株式會社	七〇〇、〇〇〇圓	三一・一%	石炭採掘
三寶礦業株式會社	一、〇〇〇、〇〇〇圓	九四%	
東亜鑛山株式會社	五〇〇、〇〇〇圓	八八%	雲母採掘
天寶山鑛業株式會社	三、五〇〇、〇〇〇圓	二八・六%	鉛、亜鉛採掘
福島鑛業株式會社	一〇〇、〇〇〇圓	四〇・九%	ボーキサイト採掘
三井輕金屬株式會社	四、五〇〇、〇〇〇圓	三六・二%	アルミニウム製錬
淮南煤礦股份有限公司	一、五〇〇、〇〇〇圓	二〇%	石炭採掘
滿洲合成燃料株式會社	一〇〇、〇〇〇圓	一一・四%	人造石油製造
中興炭礦株式會社	一〇〇、〇〇〇圓	五〇%	石炭採掘

(5) 統制會社又は國策會社の設立に際し、株式を割當てられたもの (後記参照)
 9. 事業場とその地理的位置
 當社は、次の如き事業場を有つてゐる。

石炭 礦山	七 (九州三、北海道四)
鉛、亜鉛 鑛山	一 (本州)
鉛、亜鉛 製煉及電煉所	一 (本州)
亜鉛 電煉所	一 (九州)
亜鉛 製煉所	一 (本州)
銅 製煉所	一 (本州)
銅 電煉所	一 (本州)
砥石 工場	一 (東京)
機械製作所	一 (九州)
港務 所	一 (九州)
ピッチ 工場	一 (九州)

金山	一 (九州)
鐵 鑛 山	一 (九州)
石灰石採取場	一 (本州)
産業醫學研究所	一 (九州)

この外當社は、一のクロム鑛山、二の銅山を有しているが、現在は閉鎖している。

當社の金屬部門は、神岡(本州)を中心としている。石炭部門は北海道地區と九州地區に分れ、その主力である三池炭礦は、九州の大牟田市にあり、この市における三井關係事業の起源であつた。電煉所、機械製作所及び港務所も大牟田市にある。後に三井化學工業株式會社及び東洋高壓工業株式會社は、當社の援助を受けて大牟田市に主要工場を設立した。

10. 事業の關連性

各鑛山は水平的結合關係にある。三池製作所は、その能力の大部分を以て、當社三池炭礦の炭礦機械を修理している。神岡鑛山の鉛鑛石は、神岡製煉所において電煉され、亜鉛鑛石は、神岡、三池の各製煉所において蒸溜製煉又は電煉される。日比、竹原兩製煉所は、社外から買鑛した銅鑛石を製煉及び電煉している。産業醫學研究所は、鑛夫の福利問題即ち、疲勞、食糧、換氣及び鑛夫の能率に影響を及ぼす諸問題を研究し、その結果を日本の産業界に公開している。

砥石工場は、他の事業とは関連がない。

當社の石炭部門と金屬部門とは事業上の関連性は少い。

原料の支配

當社は、鑛山會社として基礎的原料を生産している。その採掘に通常必要な鑛山機械の製作修理は、當社の三池製作所がしているが、主要機械は東京芝浦電氣株式會社、株式會社日立製作所より供給されている。當社の石炭の生産は、全國第一位（對全國比一六・四％）で、その子會社の石炭生産高を合算すると對全國比二六・八％に及ぶ。鉛及び亜鉛の生産も第一位である。制限的取極め及び統制團體への參加

當社は、次の如き統制團體に參加した。

參加年月	團體名	備考
大正十年十月	石炭鑛業連合會	自主的の石炭生産統制機關
昭和七年十一月	昭和石炭株式會社	自主的の石炭販賣統制機關
昭和十三年十二月	鉛、亜鉛、アンチモン統制組合	鉛、亜鉛等配給統制規則に基く政府の指導による配給統制機關
昭和十五年十月	日本石炭株式會社	法規による販賣統制會社

昭和十五年十月	日本金屬鑛業連合會	政府の指導に基く自主的の生産統制機關
昭和十六年十一月	石炭統制會	法規による生産配給統制機關
昭和十六年十一月	鑛山統制會	法規による生産配給統制機關
昭和十七年二月	日本金屬販賣統制株式會社	法規による販賣統制會社

又次の如き統制會社及び國策會社の株主であつた。

内地會社

- セメント販賣株式會社
- 日本木材株式會社
- 日本タール製品株式會社
- 日本確酸株式會社
- 爐材統制株式會社
- 帝國石油株式會社
- 帝國燃料興業株式會社
- 帝國鑛業開發株式會社
- 北海道地方木材株式會社

- 關門港運株式會社
- 岐阜縣地方木材株式會社
- 日本發送電株式會社
- 日本化學工業機器株式會社
- 外地會社
- 南洋拓殖株式會社
- 華北石炭販賣股份有限公司
- 樺太人造石油株式會社
- 樺太石炭株式會社
- 樺太鋼材配給統制株式會社
- 北支那開發株式會社
- 中支那振興株式會社
- 樺太開發株式會社
- 朝鮮鑛業振興株式會社

13. 財 限 關 係

當社は、三井系の最も大きい資本を有する現業會社であり、三井全機構の中核の一である。終戦までは三井家族が常に當社の役員に地位にみつた。當社の總株數（八百萬株）のうち、三井本社は五九・八%、三井系他會社は四%、三井家族は三・四%の株式を所有していた。當社の役員又は従業員は、その直系子會社の役員に派遣され、その經營に參劃した。當社の事業上の資金は、殆どすべて三井系の帝國銀行に仰いでいた。又當社の石炭、その他の製品の販賣は、三井物産株式會社を通じて行われ、昭和十八年日本石炭株式會社が一手販賣を行うようになるまで續いた。

昭和二十四年七月三十日

持株會社整理委員會
委員長 笹山 忠夫

持株會社整理委員會

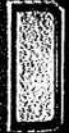
昭和二十二年法律第二百七號第三條
により指定された

松竹株式會社の件

指定者番號

三〇九

再編成計畫に關する指令案



ノ持株會社整理委員會（以下委員會という。）は、昭和二十一年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く權限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、松竹株式會社（以下松竹という。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年二月二十二日附をもつて指定した。

松竹は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。松竹は、同法に基いて公示された配給業及びサービス業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を提出した。

2 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次のように認定し指令する。

3 松竹は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4 松竹は、同社が直接又は間接に所有する他社の株式をすべて處分しなければならぬ。

松竹は、決定指令の日から三十日以内に、右株式處分計畫書を、委員會に提出しなければならぬ。

5 決定指令の日から、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第七條及び第八條の規定の適用を

停止する。

6 本件に關する決定指令の實行が完了し、且つ、昭和二十二年法律第二百七號に基く手續規則第五十一條の規定による手續終結指令が通達された場合には、本件に關する正式記録は、監視のため及び本件に關する事實の認定に記載され又は指摘された獨占的價行又は取引制限の事實をすべて取り除くため、公正取引委員會に移管するものとする。この指令は、公正取引委員會又は檢事總長の行方調査又は訴訟行爲及び同委員會又は東京高等裁判所が昭和二十二年法律第五十四號に基いて行方審決、判決又はその他の決定を妨げるものではない。

更にこの指令は、同法又は同法に基く命令の手續規定によつてなされる抗辯又は反證となるものと解してはならない。

7 この指令の實行を監督するために、委員會又はその後繼者より權限を附與された者は、松竹に對し適當な通告をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、會狀、覺書、その他の記録及び書類を閲覧し、(2)會社の役員又は従業員に面接し（これらの役員又は従業員は法律顧問を伴うことができる。）、(3)この指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができるものとする。

8 この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第六條の規定による、指定の日から決定指令の日

の間に生じた、専断上の貸付金の債権者の優先権を変更するものではない。
右の優先権を主張するすべての債権者が、決定指令の日から十五日以内に、委員会に對し、
貸付金額、貸付日、使途及び残高を明らかにして、その債権の申し出をした場合には、その
債権は、別段の指令により確認される。

又この件につき、關係當事者が、委員会又はその後継者に對し、この指令の解釋又は實行につ
いて適切な指令をなすことを申し出ることができるとするよう、並びにこの指令の條項
の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をするため、委員会は、必要を權限を
留保するものとする。

昭和二十四年七月三十日

持株會社整理委員會

委員長 笹山 忠 夫

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條
により指定された

松竹株式會社の件

指定者番號 三〇九

事實の認定

持株會社整理委員會は、松竹株式會社（以下松竹という。）の事業並びに日本映畫演劇事業における地位に關して松竹が提出したすべての書類及び資料を審査し、且つ、獨自の調査をした結果下記の事項を認定する。

松竹は、日本の映畫の製作、配給、興行及び演劇において、高比率の能力を持つており、且つ、專業上關聯のある數社の子會社を支配することによつて、競争を制限し、他のものが單獨にこれに従事することを妨げることができると認められる。

右のような競争の制限及び機會の妨害をすることのできる能力は、公共の利益のために、これを排除しなければならぬ。

松竹の所有する他社の株式をすべて處分することによつて、右の競争の制限及び機會の妨害をすることのできる能力を排除することができると認められる。

左下記の經濟、その他に關する資料は、この件に關する指令案に關聯のある要因の一部である。

5 會社の沿革

A、松竹は、映畫の製作、配給、興行及び演劇の興行をすることを主な業務とし、二の撮影所、三五の映畫館を所有し、その所有館を含めて七四の映畫館を經營する外、七の劇場を

を所有し、その劇場を含めて九の劇場を運營し、四、三九二名の従業員を使用しており、總資産は六〇一、〇三六千圓であつて、一〇の他社の株式を所有している。公稱資本金は二四〇、〇〇〇千圓であるが、これは指定後一六〇、〇〇〇千圓を増資した結果である。

B、合併事情

松竹は、大正九年松竹キネマ株式會社として設立されたものであるが、現在の企業規模になつたのは昭和十二年姉妹會社であつた松竹興行株式會社の吸収合併によるものである。

松竹の詳細なる沿革は次の通りである。

松竹キネマ株式會社の沿革

當社は個人經營であつた元松竹合名社キネマ部を母体として出發し、大正九年十一月映畫の製作、配給、興行を目的として資本金五、〇〇〇千圓をもつて設立し、漸次各地に映畫館を新設する外、大正十五年以降、ルナパーク株式會社、常盤興行株式會社、株式會社邦樂座聚樂館株式會社を吸収合併し、昭和十二年には公稱資本金一八、一八三千圓、その運營する施設は撮影所二、直營興行場三〇に及んだ。

松竹興行株式會社の沿革

當社は松竹土地建物興業株式會社が松竹興業株式會社外三社を合併して松竹興行株式會社と改稱したものであつて、その経緯は次の通りである。

即ち松竹合名會社は明治三十三年大谷、白井兄弟によつて京都歌舞伎座を經營したのに始まり、大正九年そのキネマ部をもつて前記松竹キネマ株式會社を設立したが、その後猶引續き劇場の經營を行つていた。而るに昭和三年その關東地區の事業をもつて資本金七、〇〇〇千圓の松竹興業株式會社を、又昭和四年には關西地區の事業をもつて資本金二〇、〇〇〇千圓の松竹土地建物興業株式會社を設立し、昭和六年には前者は五劇場、後者は一五劇場を經營していた。

昭和六年七月松竹土地建物興業株式會社は前記松竹興業株式會社及び松竹興業株式會社が賃借經營していた劇場の所有者である株式會社新富座、明治座株式會社、歌舞伎座株式會社の三社を吸収合併して松竹興行株式會社と改稱した。更に松竹興行株式會社は、昭和八年に株式會社新歌舞伎座を吸収合併し、昭和十二年には公稱資本金三〇、七四八千圓、一〇の劇場を經營していた。

二社の合併（昭和十二年）

昭和十二年四月松竹キネマ株式會社は松竹興行株式會社を吸収合併し、資本金を三七、四〇千圓に増加、且つ、松竹株式會社と商號を變更し、更に昭和十六年には松竹映畫都市株式會社を合併して、資本金を三七、九五二千圓に増加した。

松竹株式會社は昭和十七年、當時の映畫事業統制の趣旨に基き、その配給業務を社團法人映畫配給社に譲渡したので、以後その業務は製作、興業の二部門に限られたが、終戦に伴う映畫配給社の解散により、配給業務を復活し今日に及んだ。なおこの間昭和二十二年五月に資本金を八〇、〇〇〇千圓に増加した。

6. 事業概況

A、映畫製作能力、映畫配給実績及び映畫演劇興行能力

松竹は、昭和二十三年二月二十二日現在において次の對全國比率に當る能力及び実績を持つている。

映畫製作	二六・五%
映畫配給	二七・五% (直營館分を含む)
映畫興行	三・〇%

演劇興行 一・一％
右松竹の能力及び実績について有力競争会社に對する松竹現在の地位を對全國比率をもつて示せば次表の通りである。

部門	會社名	對全國比	備考
映畫製作	松竹株式會社	二六・五％	
	大映株式會社	二五・三％	
	東寶株式會社	一五・二％	
	(株)新東寶映畫製作所	一一・四％	
	東横映畫株式會社	七・六％	
映畫配給	松竹株式會社	二七・五％	直營館分を含む
	東寶株式會社	二五・六％	
	大映株式會社	二四・六％	
	セントラル映畫配給社	二二・一％	

演劇興行	映畫興行	館數比		收容數比	
		松竹株式會社	東寶株式會社	松竹株式會社	東寶株式會社
東寶株式會社	日活株式會社	〇・五	一・四	一・五	一・四
松竹株式會社	松竹株式會社	一・一	二・七	一・七	二・二
			三・〇		二・七

松竹、東寶の映畫館及び劇場の館數比、收容人員數比については右の通りであるが、いずれも大都市にあり設備は完備しており、優秀且つ著名なものである。殊に劇場においては一流の優秀劇場は殆んど兩社のいずれかに屬している。

松竹は關西歌舞伎、會我廼家五郎劇團、文樂、松竹歌劇團を專屬劇團とする外、吉右衛門劇團等の各歌舞伎劇團を準專屬的地位に置き、殆んど專屬劇團と變りなく取り扱っている。B、映畫製作能力、配給実績及び映畫演劇興行能力の比較（昭和十六年對昭和二十三年）

部門	昭和二十三年の能力又は実績	昭和十六年の能力又は実績	備考
映畫製作	二六・五％	一六・二％	直營館分を含む
映畫配給	二七・五％（推定）	三一・一％（推定）	

映畫興行	三・〇%	五・一%
演劇興行	一・七%	不明

7. 他の企業の支配

松竹は、六八の國內會社の株式を所有していたが、そのうち主なものは次の通りである。

會社名	資本金	持株數	持株率
淺草土地興業株式會社	一、五〇〇千圓	三九、六八〇	五二% (處分済)
岐阜土地興業株式會社	四六二千圓	六、〇〇〇	六四% ()
株式會社札幌松竹座	三〇〇千圓	七、五一〇	五〇% ()

右の外映畫演劇の興行を目的とする會社は三六社に及んでいた。
 8. 施設の所在地

撮影所	二
映畫館	三五 (内被接收二)
演劇々場	七

(外に賃借又は共同經營館 四二)
 (外に賃借劇場 二)

右の地域別所在は次の通りである。

地域別	撮影所	映畫館		演劇劇場
		所有	賃借又は共同	
關東 (含東北)	一	一八 (接收一) 實貸二	一八	五 (賃借二)
關西 (含中國四國)	一	一四 (接收一)	一一	四
中部	〇	二	七	〇
九州	〇	〇	五	〇
北海道	二	一	一	〇
計	三五	三五	四二	九

9. 經營の相互關係

松竹の製作、配給及び興行各部門の結合は、永年の事實上の相互關係の上に實現され一企業体を形成したものであつて、現在においても、それぞれ獨立の企業として運営されているものではない。即ち松竹の撮影所における製作映畫は、すべて直結せる配給網を通じて全國的に商品化されているし、直營館は右の配給網より配給をうけて上映している。
 演劇興行は映畫興行と經營形態近似し、併用乃至兼用されることが多く、國際劇場、淺草松

竹座、新宿松竹映画劇場、文楽座、角座、神戸松竹劇場等主要劇場は共通の上映及び上演
造を有している。そしてこの部門の経営は他社の場合と同様殆んど各決算期赤字である。

10. 獨占的慣行又は取引制限の事實

松竹は、昭和二十年他社と二本建興行禁止の取極めを行つたが、昨年一月獨占禁止法の廢止
命令によりこれを停止した。

更に松竹は一部契約館との間に、プロック・フツキング契約又はそれと同様の効果を有する
取極め乃至慣行を行つて居り、この點に就いては、昭和二十四年七月十六日附を以つて獨占
禁止法の規定により公正取引委員會が審判開始の通告を發して居る。

11. 統制會への參加

戦時中松竹の配給部門は、統一機關である社団法人映画配給社に併合され、松竹の幹部の一
部がその統制機關の幹部となつた。

昭和二十四年七月三十日

持株會社整理委員會

委員長 笹山忠夫

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條
により指定された

東寶株式會社の件

指定者番號 三一四

再編成計畫に關する指令案

持株會社整理委員會（以下委員會という。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く權限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、東寶株式會社（以下東寶という。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年二月二十一日附をもつて指定した。

東寶は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。東寶は、同法に基いて公示された配給業及びサービス業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次のように認定し指令する。

3. 東寶は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4. 東寶は、同社が直接又は間接に所有する他社の株式をすべて處分しなければならぬ。

東寶は、決定指令の日から三十日以内に、右株式處分計附書を、委員會に提出しなければならぬ。

5. 決定指令の日から、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第七條及び第八條の規定の適用を

停止する。

6. 本件に關する決定指令の實行が完了し、且つ、昭和二十二年法律第二百七號に基く手續規則第五十一條の規定による手續終結指令が通達された場合には、本件に關する正式記録は、監視のため及び本件に關する事實の認定に記載され又は指摘された獨占的價行又は取引制限の事實をすべて取り除くため、公正取引委員會に移管するものとする。この指令は、公正取引委員會又は檢察總長の行方調査又は訴訟行爲及び同委員會又は東京高等裁判所が昭和二十二年法律第五十四號に基いて行方審決、判決又はその他の決定を妨げるものではない。

更にこの指令は、同法又は同法に基く命令の手續規定によつてなされる抗辯又は反證となるものと解してはならぬ。

7. この指令の實行を監督するために、委員會又はその後繼者より權限を附與された者は、東寶に對し適當な通告をした上で、(1)帳簿、簿帳、計算書、聲狀、覺書、その他の記録及び書類を閲覧し、(2)會社の役員又は従業員に面接し、これらの役員又は従業員は法律顧問を伴うことができ、(3)この指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができるものとする。

8. この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第六條の規定による、指定の日から決定指令の日

の間に生じた、事實上の貸付金の債権者の優先権を変更するものではない。
右の優先権を主張するすべての債権者が、決定指令の日から十五日以内に、委員会に對し、
貸付金額、貸付日、使途及び残高を明らかにして、その債権の申し出をした場合には、その
債権は、別段の指令により確認される。
この件につき、關係当事者が、委員会又はその後継者に對し、この指令の解釋又は實行につ
いて適切な指令をなすことを申し出ることができるようになるため、並びにこの指令の條項
の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をするため、委員会は、必要な権限を
留保するものとする。

昭和二十四年七月三十日

持株會社整理委員會
委員長 笹山忠夫

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三
條により指定された

東寶株式會社の件

指定者番號 三一四

事實の認定

持株會社整理委員會は、東寶株式會社（以下東寶という。）の事業並びに日本の映畫演劇事業における地位に關して東寶が提出したすべての書類及び資料を審査し、且つ、獨自の調査をした結果下記の事項を認定する。

1. 東寶は、日本の映畫の製作、配給、興行及び演劇興行において高比率の能力を持つており、且つ、事業上關連のある敎社の子會社を支配することによつて、競争を制限し、他のものが單獨にこれに従事することを妨げることが出来る。

2. 右の如き競争の制限及び機會の妨害をすることのできる能力は、公共の利益のために、これを排除しなければならぬ。

3. 東寶の所有する他社の株式をすべて処分することによつて、右のような競争の制限及び機會の妨害をすることのできる能力を排除することが出来る。

4. 下記の經濟、その他に關する資料は、この件に關する指令案に關連のある要因の一部である。

5. 會社の沿革

A. 東寶は映畫の製作、配給、興行及び演劇の興行をすることを主な業務として、一の撮影所、一七の映畫館を所有し、その所有値を含めて六二の映畫館を經營する外、六の劇場を

所有し、その四を運營し、三九七九名の従業員を使用し、總資産七三、七四一、五千圓を持っている。公稱資本金は、一、二〇〇、〇〇千圓であるが、これは指定後に八〇〇、〇〇千圓を増資した結果であり、更に、現在三六〇、〇〇千圓に増資すべく手続中である。

B. 合併事情

東寶は、昭和七年株式會社東京寶塚劇場として設立されたものであるが、現在の企業規模になつたのは、昭和十八年姉妹會社である東寶映畫株式會社の吸收合併によるものである。東寶の詳細な沿革は次の通りである。

株式會社東京寶塚劇場の沿革

當社は、演劇、映畫の興行を目的として、昭和七年資本金一、七〇〇千圓をもつて設立され、漸次各主要都市に劇場、映畫館を新設する外、昭和十年以降、日本映畫劇場株式會社、株式會社東京映畫劇場、帝國劇場株式會社を吸收合併して、昭和十八年には公稱資本金六、九二〇千圓、その經營に係る劇場、映畫館は四〇館に及んだ。

東寶映畫株式會社の沿革

當社は株式會社寫眞化學研究所、株式會社P. O. I. 映畫製作所、株式會社J. O. I. 六

スタジオ及び東寶映畫配給株式会社を合併するため、昭和十二年資本金二、〇〇〇千圓をもつて設立し、その合併によつて資本金四、五〇〇千圓となり、その業務を引継ぐと共に、映畫の製作、配給、興行の一貫經營を行つた。

株式會社寫眞化學研究所は、昭和七年設立され、映畫フィルム（フイルム）の化學的研究及び現像、録音等の請負、スタジオの賃借を目的とし、昭和八年に設立されたP・O・L映畫製作所は、このスタジオを賃借し、發聲映畫を製作していた、又J・O・Sスタジオは、同年京都におきて「トーキー」映畫の製作を開始した。當時これら二つの撮影所の作品は、自主配給を通じていずれも株式會社東京寶塚劇場の經營館で上映されていたのであるが、昭和十一年右の三社が共同出資を行い、東寶映畫配給株式會社を設立して、兩製作會社の配給部を吸収し、且つ、興行にも着手したのである。

東寶映畫株式會社は、昭和十六年南旺映畫株式會社、東京發聲映畫株式會社を合併すると共に、配給業務を當時の映畫事業統制の趣旨に基き社団法人映畫配給社に譲渡したので、その業務は製作、興行の二部門に限られ、昭和十八年には撮影所一、直營館九一を運営した。

二社の合併（昭和十八年）

昭和十八年株式會社東京寶塚劇場は、東寶映畫株式會社を吸収合併し、資本金を一、四二〇千圓に増資し、且つ、東寶株式會社と商號を變更し、昭和二十年には株式會社梅田映畫劇場及び株式會社南街映畫劇場を合併して、資本金を一八、九二〇千圓に増加し、終戦に伴い映畫配給社の解散により配給業務を復活し、昭和二十二年には内部事情を原因として撮影所の一部を分離獨立せしめ、株式會社東寶映畫製作所を設立し、更に、昭和二十三年十一月自主製作を中止して撮影所を貸スタジオとして運営している。

4. 事業概況

▲、映畫製作能力、映畫配給業績及び映畫演劇興行能力

東寶は昭和二十三年二月二十二日現在において左記の對全國比率に當る能力及び実績を持つてゐる。

映畫製作	一五・二%
映畫配給	二五・六%（直營館分を含む。）
映畫興行	二・七%
演劇興行	〇・五%

右東寶の能力及び実績について、有力競争会社に對する東寶の地位を對全國比率をもつて示せば次表の通りである。

部門	社名	對全國比	備考
映畫製作	松竹株式会社	二六・五%	
	大映株式会社	二五・三%	
	東寶株式会社	一五・三%	
	株式會社東寶映畫製作所	一一・四%	
	東横映畫株式会社	七・六%	
	松竹株式会社	二七・五%	直營館分を含む
映畫配給	東寶株式会社	二五・六%	
	大映株式会社	二四・六%	
	セントラル映畫配給社	二二・一%	右何れも推定
	松竹株式会社	三・〇%	二・七%
映畫興行	東寶株式会社	二・七%	二・二%
	日活株式会社	一・四%	一・四%
	松竹株式会社	一・一%	一・七%

松竹、東寶の經營する映畫館及び演劇々場の館數比、收容人員比は右の通りであるが、いずれも大都市に存在し、設備が完備しており、優秀且つ著名なものであつて、殊に演劇々場については、一流の優秀劇場は殆んど兩者のいずれかに屬してゐる。

B、映畫製作能力、映畫配給実績及び映畫演劇興行能力の比較（昭和十六年對昭和二十三年）東寶の能力及び実績を昭和十六年當時存在した東寶の前身會社のそれと比較すれば次表の通りである。

部門別	昭和三年の能力又は実績	昭和十六年の能力又は実績	備考
映畫製作	一五・二%	一四・二%	
映畫配給	二五・六% (推定)	一八・四% (推定)	直營館分を含む
映畫興行	二・七%	五・一%	
演劇興行	〇・五%	不明	

7. 他の企業の支配

東寶は、五三社の國內會社の株式を所有していたが、そのうち主なものは次の通りである。

會社名	資本金	持株数	持株率
株式會社 新東寶	一〇〇〇千圓	二〇〇〇〇	一〇〇% (處分済)
株式會社 東京會館	五〇〇〇千圓	一〇〇〇〇〇	'
株式會社 六燈莊	七五〇千圓	七五〇	'
東寶食堂株式會社	一〇〇〇千圓	二〇〇〇〇	'
姫路土地建物株式會社	二〇〇千圓	四〇〇〇	'

右の外映齋、演劇の興行を目的とする會社は二六社に及び、内五〇%以上の持株率のものは一七社を数えた。

8. 施設の所在地

撮影所	一
映齋館	一七 (外に賃借又は共同又は委任經營館四七)
演劇々場	六 (内 被接收劇場 二)

右の地域別所在は次の通りである。

地域別	撮影所	映齋館			演劇劇場
		(所有)	(賃借)	(共同又は委任經營)	
關東 (含東北)	一	四	八	三	五 (接收一)
關西 (含四國)	〇	(被接收) 六	八	四	一 (接收一)
九州	〇	〇	六	一	〇
中部	〇	(賃借) 七	八	五	〇
北海道	〇	〇	四	〇	〇
計	一	一七	三四	一三	六

9. 經營の相互關係

東寶の製作、配給及び興行各部門の結合は、永年の事實上の相互關係の上に實現され一企業体を形成したものであつて、現在においてもそれぞれ獨立の企業として運營されているのではない。即ち東寶の撮影所における製作映齋は、すべて直結せる配給網を通じて全國的に商品化されているし、直營館は右の配給網より配給を受けて上映している。

演劇興行は映畫興行と經營形態近似し、併用乃至兼用されることが多く、帝國劇場、日本劇場、有樂座、アーニーパイル、澁谷東寶劇場、横濱寶塚劇場、名古屋寶塚劇場、京都寶塚劇場、大阪北野劇場、梅田映畫劇場等主要劇場は共通の上映及び上演構造を有している。そしてこの部門の經營は他社の場合と同様殆んど各決算期缺損である。

10. 獨占的慣行又は取引制限の事實

東寶は、昭和二十年他社と二本建興行禁止の取極めを行つたが、昨年一月獨占禁止法の廢止命令によりこれを停止した。

更に一部契約館との間に、ブロック・ブッキング契約又はそれと同様の効果を有する取極め方乃至慣行を行つて居り、この點に就いては、昭和二十四年七月十六日附を以て獨占禁止法の規定により公正取引委員會が審判開始の通告を發して居る。

11. 統制會への參加

戰時中東寶の配給部門は、統一機關である社団法人映畫配給社に併合され、東寶の幹部の一部がその統制機關の幹部となつた。

昭和二十四年七月三十日

持株會社整理委員會

委員長 笹 山 忠 夫

連合軍總司令部經濟科學局

昭和二十四年七月二十八日

A P O 五〇〇

六〇三二一 (四九七二八) B S B / A O

宛 先 持株會社整理委員會

件 名 昭和二十二年法律第二百七號に基く三菱鑛業株式會社及び三井鑛山

株式會社に對する指令案の通達

一、持株會社整理委員會に對し、別添指令案の連合軍總司令部による審査が終了したことを通告する。

二、持株會社整理委員會は、右指令案を可及的速かに通達せられたい。

經濟科學局長に代り

反トラスト・カルテル部

部長 エドワード・シー・ウエルシュ

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

602.1(28 Jul 49)ESS/AC

28 July 1949

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT: Issuance of Proposed Orders to Mitsubishi Kogyo K.K.
and Mitsui Kozan K.K. Pursuant to Law No. 207 of 1947

1. The Holding Company Liquidation Commission is advised that the attached Proposed Orders have been reviewed by General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.
 2. The Holding Company Liquidation Commission is advised to take prompt action for the issuance of such Proposed Orders.
- FOR THE CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

EDWARD C. WELSH

Chief, Antitrust and Cartels Division

連合軍總司令部經濟科學局

昭和二十四年七月十三日

A P O 五〇〇

六〇二、一(四九、七、一三) E S B / A O

宛 先 持株會社整理委員會

件 名 昭和二十二年法律第二百七號に基く東寶株式會社及び
松竹株式會社に對する指令案の通達

一、持株會社整理委員會に對し別添指令案の連合軍總司令部による審査が終了したことを通告する。
二、持株會社整理委員會は、右指令案を可及的速かに通達せられたい。

經濟科學局長に代り

反トラスト・カルテル部々長

エドワード・シート・ウエルシュ

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APC 500

602.1(13 Jul 49)SSS/AC

13 July 1949

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT: Issuance of Proposed Orders to Toho Kabushiki Kaisha
(Toho Co. Ltd.) and Shochiku Kabushiki Kaisha (Shochiku
Co., Ltd.) Pursuant to Law No. 207 of 1947

1. The Holding Company Liquidation Commission is advised that the attached Proposed Orders have been reviewed by General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.
2. The Holding Company Liquidation Commission is advised to take prompt action for the issuance of such Proposed Orders.

FOR THE CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

EDWARD C. WELSH

Chief, Antitrust and Cartels Division

七生生命保險相互會社の承繼會社除外申請に關する答申

承繼會社審査諮問委員會

總理廳官房財閥役員審査課長

小澤武夫

公正取引委員會總務部總務課長

柏木一郎

大藏省理財局會社課長

崎谷武男

大藏省銀行局保險課長

長崎正造

日本銀行資金局會社經理課長

古川進

昭和二十四年三月二十三日

持株會社整理委員會

委員長 笹山忠夫 殿

答 申

持株會社整理委員會から諮問を受けた左記七生生命保險相互會社の承繼會社除外申請の件に關し、

次のように答申します。

尙少數意見が別記の通り提出されましたから併せて報告します。

記

朝日生命保険相互會社
中央生命保険相互會社
光生命保険相互會社
國民生命保険相互會社
明治生命保険相互會社
日新生命保険相互會社
東京生命保険相互會社

一 意 見

生命保険相互會社七社の承繼會社除外申請の件について審査検討した結果、右七社は帝國生命保険株式會社以下七生命保険株式會社を實質的に承繼したものでないと認め、持株會社整理委員會が勅令第五六七號第一條第六項の規定により、右七社を承繼會社から除外するよう

に答申する。

一 理 由

(一)申請七社は、保険業法の規定によつて設立された相互組織の新會社である。尙舊會社から移轉を受けた保険契約は現社保有保険契約の極く一部にすぎない。

(二)申請七社は、相互會社であるから、舊財團との資本的つながりは全くない。何となれば、相互會社には株式資本の觀念は存在せず、且つ、その基金は經營參與權の全然附帯しない社債的なものであるからである。而かも、その基金も舊財團或は舊財團關係者から譲出されたものではない。

(三)申請七社は、相互會社であるから、舊會社と左の點で異なる。

(A)申請七社の利益及び損失は社員たる保険契約者に歸屬するが舊會社の利益及び損失は株主に歸屬する。

(B)申請七社の保険契約者は社員であるから、その締結する保険契約は入社契約の性質を有するが、舊會社は保険證券を販賣するものであるから、その締結する保険契約は商取引の一種である。

(四)生命保険契約の公共性、團体性及び長期契約性に基いて舊會社の保険契約を包括して申請

七社に移轉し、それに見合ひだけの資産を附隨的に移轉したに過ぎない。右の移轉を行わなければ保険契約者に解約返戻金を返さざるを得ず、従つて保険契約者の利益を著しく阻害したのである。

(五)申請七社の役員は新會社の社員總代會で選任されたものである。舊會社の役員が再び選任された例はあるが、その場合においても、舊會社は既に自發的に財閥色を拂拭していたのみならず、すべて財閥役員審査を経た者ばかりであり又従業員についても、その引繼契約を維持するために、生命保険事業の専門家である人員を引繼いだにすぎないから、舊財閥とのつながり又はその可能性に對する危惧は存しない。

(六)保険契約の相手方は一般大衆であるから、舊會社と申請七社との間にいわゆる取引先の承繼があつたとは考えられない。

(七)申請七社は、組織の変更とともにその商號も變更した。明治生命だけが、明治という商號が舊財閥名と無關係なので、そのままとした。

(八)保険契約並びにそれに見合ひ資産を移轉した際の舊會社は、金融機關再建整備法の規定により、既にその資本の全額を切り捨てておき舊財閥との繋りは消滅していた。

生命保険相互會社七社の承繼會社除外申請に對する承繼會社審査諮問委員會の答申書に關する少數意見

承繼會社審査諮問委員會
常任委員 柏 木 一 郎

一 意 見

答申書の通り、申請七社を承繼會社から除外する點については差支えないものと解せられるが、この場合において申請七社が、舊會社から譲り受けた株式の内舊會社の同一資本系統に屬する會社の發行した株式は、昭和廿一年勅令第五六七號の規定の主旨に従い現實に處分すべきものと思考する。

二 理 由

イ 申請七社は、各々の舊會社から、その所有する株式を譲り受けたが、それらの株式の内、各々の舊會社が昭和廿一年勅令第五六七號の規定に従い處分しなければならぬ株式が含まれているや否やについては未だ然るべき審査がなされていない。法の不備ありとはいへ

の點を不問にせんか、右の勅令の規定の適用を受けるべき多數の會社の内、生命保險會社のみが同勅令の適用を免除されることとなり、生命保險事業分野とそれ以外の事業分野との均衡を失する虞れがあるものである。

ロ 昭和廿一年勅令第五六七號の意圖する株式所有による財團的結合關係の分離又は排除という趣旨から、申請七社に對する承繼會社除外の措置は、各七社の性格の根本的變革がなされたことにより異議を有しないとすも、同令の意圖する財團色株式の分散という本的要請に對しては、このまゝ(4)項記載の如き株式の處分がなされなければ充たされたものとは考えられず、生保會社七社に對してのみ例外を設けることと適當ではなし。

七生命保險相互會社所有株式調

(1941年1月1日現在)

會社名	所有總株式		株式所有による財團的結合關係の分離又は排除			
	株數	簿價	株數	簿價	株數	簿價
朝日生命(舊帝國)	1,000株	100,000圓	1,000株	100,000圓	1,000株	100,000圓
中央生命(舊三井)	1,000株	100,000圓	1,000株	100,000圓	1,000株	100,000圓
光生命(舊安田)	1,000株	100,000圓	1,000株	100,000圓	1,000株	100,000圓
國民生命(舊住友)	1,000株	100,000圓	1,000株	100,000圓	1,000株	100,000圓
明治生命(舊明治)	1,000株	100,000圓	1,000株	100,000圓	1,000株	100,000圓
日新生命(舊日産)	1,000株	100,000圓	1,000株	100,000圓	1,000株	100,000圓
東京生命(舊野村)	1,000株	100,000圓	1,000株	100,000圓	1,000株	100,000圓

東京生命(舊日武)	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
日清生命(舊日武)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
肥前生命(舊日武)	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
國出生命(舊日武)	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
洗心生命(舊日武)	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
中央生命(舊日武)	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
神戶生命(舊日武)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
神戶生命(舊日武)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

七生生命保險相互會社保有勸令第五六七號關係株表

(昭和二十一年現在)

七生生命保險相互會社保有勸令第五六七號關係株表

(昭和二十一年現在)

株名	株数	記帳價格
日本製粉株	10,000	5,500,000
新株	3,000	1,680,000
大日本セロイド株	10,000	5,500,000
富士製紙株	10,000	5,500,000
東洋レキヨン株	10,000	5,500,000
東洋高壓工業株	10,000	5,500,000

中央生命(第三株)	15,100,000	15,100,000	100%
朝日生命(第四株)	10,000,000	10,000,000	100%
帝國銀行株	1,890,000	1,890,000	100%
日本統計機械株	500,000	500,000	100%
計	20,920,000	20,920,000	100%
總株數	462,592	462,592	100%
%	0.4%	0.4%	

七生命保險相互會社保有勅令第五六七號關係株式

(昭二三、一、三一現在)

會社名	株數	記帳價格
中央生命	15,100,000	15,100,000
朝日生命	10,000,000	10,000,000
帝國銀行株	1,890,000	1,890,000
日本統計機械株	500,000	500,000
計	20,920,000	20,920,000
總株數	462,592	462,592
%	0.4%	0.4%
北海道炭礦汽船株	1,900,000	8,920,000
優先株	1,150,000	5,750,000
新株	2,400,000	6,620,000
太平洋炭礦株	2,500,000	11,580,000
三井礦山株	400,000	3,210,000
新株	4,477,000	17,908,000
日本纖維工業株	400,000	2,000,000
日本纖維工業新株	5,800	14,000,000
日本製鋼所株	1,671,000	8,355,000
日本金屬工業株	500,000	2,500,000
東京芝浦電氣株	1,868,800	7,652,736
新株	1,868,800	8,497,433
昭和飛行機工業株	1,000	5,000
新株	500	0
小野由七シソ下製株	2,640,000	3,698,800
新株	3,385,000	2,369,600
日本製粉株	1,079,000	5,595,000
新株	3,360	1,680,000
大日本セロロイド株	4,949,000	2,474,500
富士高風フィルム株	1,600,000	8,000,000
東洋レノヨン株	1,400,000	7,000,000
東洋高壓工業株	5,500,000	1,047,500

裏面白紙

總計	四六二五三二一	〇・四〇
日本海濱鐵道株	二〇〇〇〇〇	〇・〇〇〇〇
帝國鐵道株	二〇〇〇〇	〇・〇〇〇〇
會社株	一八〇〇〇〇	〇・〇〇〇〇

日本海濱鐵道株式會社株
帝國鐵道株式會社株
會社株
一八〇〇〇〇
二〇〇〇〇
二〇〇〇〇
四六二五三二一

總計	株數	%	總計	株數	%
新株	二二〇〇〇		新株	二二〇〇〇	
電氣化學工業株	一〇〇〇〇		電氣化學工業株	一〇〇〇〇	
湯淺蓄電池製造株	一〇〇〇〇		湯淺蓄電池製造株	一〇〇〇〇	
大正海上火災保險株	八三〇〇四		大正海上火災保險株	八三〇〇四	
總計	八七八六六	五一・〇%	總計	八七八六六	五一・〇%
安田銀行株	七三三五		安田銀行株	七三三五	
四國銀行株	一〇〇		四國銀行株	一〇〇	
安田火災海上株	五九三五五		安田火災海上株	五九三五五	
日本光機工業株	四六八〇		日本光機工業株	四六八〇	
日本紙業株	一五〇〇〇		日本紙業株	一五〇〇〇	
日本理化工業株	一九五五〇		日本理化工業株	一九五五〇	
東京建物株	一五七八六		東京建物株	一五七八六	
九州產業交通株	三〇〇〇		九州產業交通株	三〇〇〇	
東洋內燃機株	五〇〇〇		東洋內燃機株	五〇〇〇	
帝國纖維株	八二三八〇		帝國纖維株	八二三八〇	
日本貴化燃料株	五〇〇〇		日本貴化燃料株	五〇〇〇	
沖電氣株	五〇〇〇		沖電氣株	五〇〇〇	
東洋汽船株	七二一九		東洋汽船株	七二一九	
總計	二二九四〇三		總計	二二九四〇三	
大阪銀行株	五〇〇〇		大阪銀行株	五〇〇〇	
新株	八〇〇〇		新株	八〇〇〇	
大阪住友海上火災株	八四〇〇		大阪住友海上火災株	八四〇〇	
住友共同電力株	一五〇〇〇		住友共同電力株	一五〇〇〇	
日新化學工業株	四三七四〇		日新化學工業株	四三七四〇	
新株	二一〇八〇		新株	二一〇八〇	
東海ゴム工業株	三七五〇		東海ゴム工業株	三七五〇	
總計	一四・〇%		總計	一四・〇%	
總計	一六一三九〇六		總計	一六一三九〇六	
總計	九一七八三四四		總計	九一七八三四四	

裏面白紙

大五硝土火災損害料	八八八・一六六	二八三〇・三〇〇
葛西管工機機料	一〇〇〇〇	四一五・二〇〇
讀取小島工機料	一〇〇〇〇	五〇〇〇〇
機料	二二〇〇〇	正六八〇〇〇
計	二二二・二〇二八	五二・〇〇〇

新株	三、七五〇	一八七、五〇〇
日本ステンレス株	五五、七〇〇	二七六、五〇〇
住友アルミ製錬株	一〇〇〇〇	五〇〇〇〇
扶桑金屬株	一一、六〇〇	五六八、〇〇〇
日東金屬株	三、七五〇	一八七、五〇〇
大阪金屬株	二、一〇〇	六一四、〇〇〇
九州鐵工株	五、一〇〇	二一五、二〇〇
住友電工株	一、五八〇	三九九、九九
新株	一、六〇三・八	六七九、〇〇〇
四國機械株	一〇、五〇〇	八〇一、九〇〇
新株	一、一〇〇〇	五二五、〇〇〇
新株	三、五〇〇〇	四一五、〇〇〇
筑紫工業株	二〇〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇
日飛産業株	一、三、一五〇	六五七、五〇〇
日本樂器株	六、二〇〇	三、〇〇〇〇〇
新株	八、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
新株	一、一、〇〇〇	五五〇、〇〇〇
日本電氣株	六、四、四七三	八三二、七五一
日新電氣株	一、四、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
日本通信工業株	一〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
理研金屬株	一、五、三五〇	七六七、五〇〇
井藤礦業株	六、四、〇〇〇	八九六、〇〇〇
住友本社株	五、〇〇〇	五五〇、〇〇〇
新株	五、〇〇〇	一、五五〇、〇〇〇
住友倉庫株	二〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
日本板硝子株	六〇〇	七五〇〇
計	六八一、七六三	一七六一〇、八八〇
總株數	三、二八六、九四九	三〇、〇〇〇%

裏面白紙

大連金剛株	三二一〇〇	三二一〇〇
日東金剛株	三二一〇〇	三二一〇〇
精製金剛株	三二一〇〇	三二一〇〇
日産メタル株	三二一〇〇	三二一〇〇
新株	三二一〇〇	三二一〇〇
三菱製鋼株	三二一〇〇	三二一〇〇
古河電氣工業株	三二一〇〇	三二一〇〇
日本アルミニウム株	三二一〇〇	三二一〇〇
三菱重工業株	三二一〇〇	三二一〇〇
三菱電機株	三二一〇〇	三二一〇〇
日本電池株	三二一〇〇	三二一〇〇
三菱化工機株	三二一〇〇	三二一〇〇
大日本機械株	三二一〇〇	三二一〇〇
日本光學株	三二一〇〇	三二一〇〇
名古屋螺子株	三二一〇〇	三二一〇〇
三菱化成株	三二一〇〇	三二一〇〇
三菱銀行株	三二一〇〇	三二一〇〇
東京海上火災保險株	三二一〇〇	三二一〇〇
新株	三二一〇〇	三二一〇〇
三菱地所株	三二一〇〇	三二一〇〇
三菱本社株	三二一〇〇	三二一〇〇
三菱商事株	三二一〇〇	三二一〇〇
三菱倉庫株	三二一〇〇	三二一〇〇
新株	三二一〇〇	三二一〇〇
計	三二一〇〇	三二一〇〇
總株數	三二一〇〇	三二一〇〇
%	三二一〇〇	三二一〇〇
日新生命	三二一〇〇	三二一〇〇
日産汽船株	三二一〇〇	三二一〇〇
日本水産株	三二一〇〇	三二一〇〇
日産農林株	三二一〇〇	三二一〇〇

明治生命	三菱製鋼株	一四九七五〇	五二二六六七五
	東京麻糸紡績株	一三〇七五〇	六九二九七五
	三菱製鋼株	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇
	古河電氣工業株	五六一六〇	二八〇八〇〇
	日本アルミニウム株	一三九五〇	三二二七五〇
	三菱重工業株	三八一五〇	一九〇七五〇
	三菱電機株	五一〇〇〇〇	二五五〇〇〇
	新株	五三四二七五	〇
	三菱電機株	一一九九五〇	五六九六〇〇
	國産電機株	三五〇〇〇	一七五〇〇
	日本電池株	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇
	三菱化工機株	四二〇〇〇	二一〇〇〇〇
	大日本機械株	一六〇〇〇	四〇〇〇〇〇
	日本光學株	二四八〇〇	一七四〇〇〇
	名古屋螺子株	一九〇〇〇	九五〇〇〇〇
	三菱化成株	八三三一三	四一六五六五〇
	三菱銀行株	四五三四	三三三九〇〇
	東京海上火災保險株	三五一〇〇	一七五五一五〇
	新株	四三三三四	二一六二〇〇
	三菱地所株	三〇〇〇〇	一三二五〇〇〇
	三菱本社株	二七七七二〇	三七五七〇六四
	三菱商事株	四三九一六	一四七四九三
	三菱倉庫株	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇
	新株	二〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇
	計	二〇八九八六五	三四五五二五〇六
	總株數	四〇六六六五	
	%	五一〇%	
日新生命	日産汽船株	三〇〇〇	一〇〇〇〇
	日本水産株	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
	日産農林株	四五〇〇	一三九五〇〇

裏面白紙

三發重工業株	五二〇〇〇〇	二五五〇〇〇〇
日本マシニング株	三八一五〇	一八〇〇〇〇
古河重工業株	一三六五〇	三三三〇〇〇
三菱製鋼株	五六一六〇	二八〇八〇〇
東亜製鋼株	一〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇
三發重工業株	一三〇〇〇〇	六八二〇〇〇
三發重工業株	一四〇〇〇〇	三三三〇〇〇

東京生命	大和銀行株	三〇〇〇〇	一五〇〇〇〇
	田熊汽機株	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇
	昭特殊製鋼株	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇
	野村證券株	二二五〇〇	四〇〇〇〇〇
	野村建設工業株	一八〇〇〇〇	九〇〇〇〇〇〇
	野村礦業株	一〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇
	日本メリヤス株	一五〇〇〇	三七五〇〇〇
	生保土地管理株	一五四〇	一五、五〇〇
	東部鐵道株	四〇〇〇	二五二五四〇
計		六七〇〇	二四九〇〇〇
株數		七、七〇五	
%		二・四%	
東京生命			
大和銀行株			
田熊汽機株			
昭特殊製鋼株			
野村證券株			
野村建設工業株			
野村礦業株			
日本メリヤス株			
生保土地管理株			
東部鐵道株			
計			
株數			
%			

裏面白紙

東京生命	因幡産物株	100000	10000000	10000000	10000000
大塚製薬株	100000	10000000	10000000	10000000	10000000
三井物産株	100000	10000000	10000000	10000000	10000000
三井物産株	100000	10000000	10000000	10000000	10000000
三井物産株	100000	10000000	10000000	10000000	10000000
三井物産株	100000	10000000	10000000	10000000	10000000
三井物産株	100000	10000000	10000000	10000000	10000000
三井物産株	100000	10000000	10000000	10000000	10000000
三井物産株	100000	10000000	10000000	10000000	10000000
三井物産株	100000	10000000	10000000	10000000	10000000

獨禁法により処分すべき株式 (1911年現在)

會社名	銘柄	總株數	所有株數	所有株數の%	拂込金額	記帳價格
朝日生命	日本統計機械株	100000	1000	1%	100000	100000
	日本製鋼所株	10000000	100000	1%	10000000	10000000
中央生命	東洋内燃機株	100000	1000	1%	100000	100000
	安田火災海保株	100000	1000	1%	100000	100000
光生命	東京建物株	100000	1000	1%	100000	100000
	帝國火災株	100000	1000	1%	100000	100000
國民生命	日本理化工業株	100000	1000	1%	100000	100000
	東洋通信機株	100000	1000	1%	100000	100000
明治生命	日本スチール株	100000	1000	1%	100000	100000
	理研金屬株	100000	1000	1%	100000	100000
東京生命	住友倉庫株	100000	1000	1%	100000	100000
	日新電機株	100000	1000	1%	100000	100000
日新生命	名古屋螺子株	100000	1000	1%	100000	100000
	なし					
東京生命	田熊汽機株	100000	1000	1%	100000	100000
	昭和特殊製鋼株	100000	1000	1%	100000	100000
野村製鋼株	野村製鋼株	100000	1000	1%	100000	100000
	野村建設株	100000	1000	1%	100000	100000
日本メリヤス株	日本メリヤス株	100000	1000	1%	100000	100000
	生保土地株	100000	1000	1%	100000	100000

裏面白紙

題は最早起らないということがはつきりするであらう。
 三、持株會社整理委員會に對しこれらの保險會社が事實上承繼會社であり、且つ同勅令の主旨及び
 文言に従うことを要する旨の決定をこれらの會社に通知する處置を直ちにとることを要請する。
 同時にこれらの會社に證券の處分案の提出を命じ、且つ右處分案を市況その他の經濟的要素を
 十分且つ實際的に考慮して、可及的速かに實施することを要請する。
 右考慮に際して、入手し得るあらゆる適切な情報を十分考慮に入れて、事を確認するため、
 會社案及びその案に關する持株會社整理委員會の意見を、検討の爲直ちに當部に提出すること
 を要請する。

經濟科學局長に代りて

反トラスト・カルテル部

部長 エドワード・シー・ウエルシュ

連合軍總司令部

APO五〇〇

昭和二十四年八月十日
 WFM/BEOW/JM

宛先

- | | |
|--------------|-------|
| 朝日生命保險相互會社社長 | 行方孝吉 |
| 中央生命保險相互會社社長 | 井上八三 |
| 光生命保險相互會社社長 | 武内浩一郎 |
| 國民生命保險相互會社社長 | 芦田泰三 |
| 明治生命保險相互會社社長 | 牧野龜治郎 |
| 日新生命保險相互會社社長 | 江川武 |
| 東京生命保險相互會社社長 | 富成宮吉 |

拜啓 保險會社七社に對する勅令第五百六十七號の適用に關する連合軍
 最高司令官宛の貴書簡をまさに受領いたしました。

關係諸事實を慎重に検討した結果、照會のあつた各社は、承継會社として勅令第五百六十七號の適用を受け、従つて持株會社整理委員會により、同勅令の規定に従うことを要求せらるべきであるとの結論に達した。持株會社整理委員會は、證券の處分については、市況及びこれらの責任ある保險會社の今後の健全なる運営に對して十分且つ實際的な考慮を拂うために、合理的條件を附するであらう。

敬 具

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APC 500

Chief, Antitrust and Cartels Division 10 August 1949

Incl: Copy GHO, SCAP, Reply
10 Aug 49 to Pet of
7 Life Ins Cos.

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APC 500

300.6(10 Aug 49)HSS/AC

10 August 1949

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT:

Application of Imperial Ordinance No. 567 of 1946 to
Seven Insurance Companies

1. Reference is made to Holding Company Liquidation Commission Memorandum No. 746 of 23 June 1949 and to previous memoranda on subject matter. It will be recalled that interested parties had raised question as to whether or not such seven mutual insurance companies were in fact successor companies in accordance with Imperial Ordinance No. 567.

2. The presidents of such companies had in a letter to the Supreme Commander for the Allied Powers presented a petition requesting that their companies not be considered successor companies and not be required to divest themselves of securities in accordance with Imperial Ordinance No. 567. Attached is a copy of this Headquarters reply to such petition. It will be noted therefrom that question no longer arises as to the appropriateness of full application of the provisions of Ordinance No. 567 to such insurance companies as successor companies.

3. It is requested that the Holding Company Liquidation Commission take immediate action to inform such insurance companies of the decision that they are in fact successor companies and that they will be required to comply with both the intent and the language of such Ordinance. It is likewise requested that such companies be required to present plans for divestiture of securities and that such plans be implemented as promptly as possible, while giving full and practical consideration to market conditions and other economic factors involved. In order to make certain that all pertinent available information is brought to bear in such consideration, it is requested that the company plans and the recommendations of the Holding Company Liquidation Commission concerning such plans be presented promptly to this Division for examination.

FOR THE CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

EDWARD C. WELSH

Chief, Antitrust and Cartels Division

Incl: Copy GHO, SCAP, Reply
10 Aug 49 to Pet of
7 Life Ins Cos.

裏面白紙

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

MEM/SCW/jm
10 August 1949

Mr. Koriichi Namerkata, President
Asahi Mutual Life Insurance Company
Mr. Hachizo Inouye, President
Chuo Mutual Life Insurance Company
Mr. Koichiro Takeuchi, President
Hikari Mutual Life Insurance Company
Mr. Taizo Ashida, President
Kokumsh Mutual Life Insurance Company
Mr. Kamejiro Makino, President
Keiji Mutual Life Insurance Company
Mr. Takeshi Egawa, President
Nisshin Mutual Life Insurance Company
Mr. Hiyaichi Tominari, President
Tokyo Mutual Life Insurance Company

Dear Sirs:

Your letter to the Supreme Commander for the Allied Powers concerning the application of Ordinance 567 to seven named insurance companies is hereby acknowledged. Careful examination of the various facts involved results in the conclusion that the companies to which you refer are subject to Ordinance 567 as successor companies and, hence, will be required by the Holding Company Liquidation Commission to comply with the provisions of that Ordinance.

The Holding Company Liquidation Commission will apply reasonable conditions as to the divestiture of securities so as to give due and practical consideration to market conditions and to the continued successful operation of such responsible insurance companies.

Very truly yours,

逓合軍總司令部經濟科學局

昭和二十四年八月二十六日

APO五〇〇

六〇二・一(四九、八、二六)BSS/AO

宛先 持株會社整理委員會

件名

東寶株式會社、松竹株式會社、三井礦山株式會社及び
三菱礦業株式會社に對する決定指令の通達

昭和二十二年法律第二百七號の規定に基く右の會社に對する決定指令
(案)が委員會によつて提出されたが、反トラスト・カルテル部は同
決定指令の通達に對して異議はない。

經濟科學局長に代りて

反トラスト・カルテル部長

ニトワイド・シー・ウエルシエ

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

602.1(26 Aug 49)ESS/AC

26 August 1949

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT:

Issuance of Final Orders to:

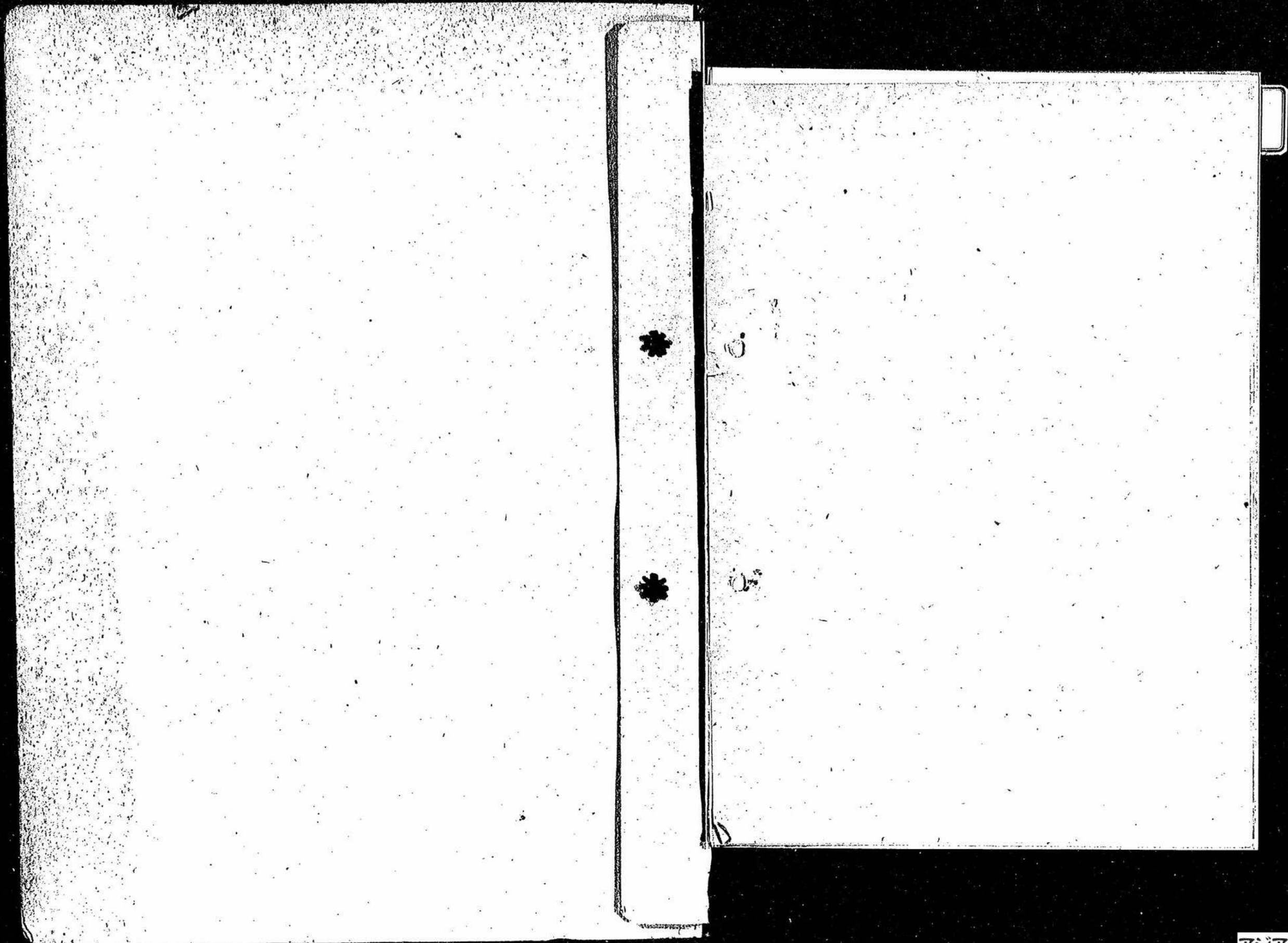
Toho K.K. (Toho Co., Ltd.)
Shochiku K.K. (Shochiku Co., Ltd.)
Mitsui Kozan K.K. (Mitsui Mining Co., Ltd.)
Mitsubishi Kogyo K.K. (Mitsubishi Mining Co., Ltd.)

Drafts of Final Orders to the above companies pursuant to the provisions of Law No. 207 of 1947 having been presented by the Commission, the Antitrust and Cartels Division of the Economic and Scientific Section offers no objection to the issuance of such Final Orders.

FOR THE CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

EDWARD C. WELSH

Chief, Antitrust and Cartels Division



7
A-6

委員總會提出資料

第四十八回



国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	13-1
	④46

めくれず

第四十八回委員總會日程

一、開催の場所 東京都千代田区内幸町二丁目一番地

持株會社整理委員會事務所

二、開會の日時 昭和二十四年九月十五日午前十時

三、止程事項

（イ）決議事項

（一）承繼會社の件

（二）商號等に関する指示の件

（ロ）承認事項

（一）指示の件

（二）指定取消指令の件

（三）整備計画の件

（四）證券譲受の件

（五）證券處分の件